

半 期 報 告 書

(第 4 期中) 自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 9 月 30 日

株式会社三菱東京UFJ銀行

E 0 3 5 3 3

第4期中（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第4期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	38
3 【対処すべき課題】	39
4 【経営上の重要な契約等】	40
5 【研究開発活動】	44
第3 【設備の状況】	45
1 【主要な設備の状況】	45
2 【設備の新設、除却等の計画】	46
第4 【提出会社の状況】	47
1 【株式等の状況】	47
(1) 【株式の総数等】	47
(2) 【新株予約権等の状況】	54
(3) 【ライツプランの内容】	54
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	54
(5) 【大株主の状況】	55
(6) 【議決権の状況】	56
2 【株価の推移】	56
3 【役員の状況】	56
第5 【経理の状況】	57
1 【中間連結財務諸表等】	58
(1) 【中間連結財務諸表】	58
【中間連結貸借対照表】	58
【中間連結損益計算書】	60
【中間連結株主資本等変動計算書】	61
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	64
(2) 【その他】	145
2 【中間財務諸表等】	146
(1) 【中間財務諸表】	146
【中間貸借対照表】	146
【中間損益計算書】	148
【中間株主資本等変動計算書】	149
(2) 【その他】	178
第6 【提出会社の参考情報】	179
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	181

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月 1 日

【中間会計期間】 第 4 期中(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,275,152	2,555,737	2,238,656	4,879,528	5,083,631
連結経常利益	百万円	534,884	325,618	135,132	1,178,478	794,409
連結中間純利益	百万円	431,149	164,140	175,142		
連結当期純利益	百万円				744,484	591,452
連結純資産額	百万円	8,461,140	8,694,532	7,267,061	8,890,555	7,985,225
連結総資産額	百万円	154,723,925	153,277,751	155,120,452	155,863,048	155,801,981
1株当たり純資産額	円	640.23	663.99	529.02	678.60	587.12
1株当たり中間純利益金額	円	43.55	15.64	17.00		
1株当たり当期純利益金額	円				73.40	56.93
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	41.60	15.61	16.96		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				71.66	56.79
自己資本比率	%	4.44	4.64	3.67	4.66	4.06
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.15	12.39	10.63	12.77	11.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,542,280	3,891,467	2,252,017	4,963,523	3,732,540
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,888,399	4,223,212	2,182,263	2,422,088	5,015,761
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	78,772	66,249	65,080	347,870	243,620
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,674,955	2,813,884	3,298,752		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				2,526,701	3,546,580
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	60,620	61,993 [6,843]	56,515 [7,774]	60,085 [5,940]	59,122 [7,363]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第2期中 平成18年9月	第3期中 平成19年9月	第4期中 平成20年9月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月
経常収益	百万円	1,694,948	1,941,878	1,769,495	3,651,533	3,810,444
経常利益	百万円	358,350	272,183	37,892	834,549	567,287
中間純利益	百万円	422,912	188,069	25,016		
当期純利益	百万円				669,298	550,985
資本金	百万円	996,973	996,973	996,973	996,973	996,973
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		10,257,961	10,257,961	10,301,857	10,257,961	10,257,961
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式
		27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式		
79,700	79,700	79,700	79,700	79,700		
第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式		
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000		
			第一回第六種優先株式			第一回第六種優先株式
			1,000			1,000
純資産額	百万円	6,733,100	6,890,670	5,399,955	7,021,917	6,099,871
総資産額	百万円	140,550,683	137,208,731	142,106,991	140,613,892	139,661,343
預金残高	百万円	98,174,273	99,029,905	99,767,246	100,276,681	101,861,554
貸出金残高	百万円	69,538,871	68,759,103	72,228,207	68,194,957	70,397,804
有価証券残高	百万円	40,272,163	35,946,417	31,106,307	40,705,727	33,191,095
1株当たり純資産額	円	626.52	641.88	499.35	654.67	564.23
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		30.96	28.83	-	46.32	46.45
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		30.00	30.00	-	60.00	60.00
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式
7.95	7.95	-	15.90	15.90		
第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式		
-	-	-	-	80.68		
1株当たり中間純利益金額	円	42.71	18.02	2.43		
1株当たり当期純利益金額	円				66.02	53.09
自己資本比率	%	4.79	5.02	3.79	4.99	4.36
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.91	12.87	10.69	13.15	11.44
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	34,029	33,528 [3,416]	34,227 [4,967]	33,059	33,280 [3,946]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、第2期中は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社159社（うち連結子会社159社）及び関連会社48社（うち持分法適用関連会社47社、持分法非適用関連会社1社）で構成され、銀行業務及びその他の金融サービス（クレジットカード業務、リース業務、金融商品取引業務等）に係る事業を営んでおります。

当中間連結会計期間において、当行グループの営む事業の内容については重要な変更はございませんが、事業の種類別セグメントの区分において、「クレジットカード業」については、その経常収益、経常利益の額の重要性がともに低下いたしましたことから、当中間連結会計期間より「その他」に含めることといたしました。

当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動は、以下の通りであります。

<銀行業>

- (1) 当行は、クレジットカード業を営む株式会社ジャルカードに新規出資を行い、同社を新たに関係会社（持分法適用関連会社）といたしました。
- (2) 当行は、銀行持株会社であるDah Sing Financial Holdings Limitedに追加出資を行い、同社を新たに関係会社（持分法適用関連会社）といたしました。

<その他>

- (1) クレジットカード業を営む三菱UFJニコス株式会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。これに伴い、従来、当行の連結子会社であった三菱UFJニコス株式会社は、関係会社ではなくなりました。
- (2) 当行は、金融商品取引業を営む三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社に対する議決権の所有割合を増加させ、同社を持分法適用関連会社から連結子会社に変更いたしました。なお、これに伴い、同社の事業の種類別セグメントの区分を、「銀行業」から「その他」に変更いたしております。

3 【関係会社の状況】

(1) 除外

当行の連結子会社であった三菱UFJニコス株式会社は、当中間連結会計期間において、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。これに伴い、三菱UFJニコス株式会社は、当行の関係会社ではなくなりました。

(2) 新規

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

平成20年9月30日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権 の所有 (又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備 の 貸借	業務 提携
(連結子会社)									
日本電子債権機構設立調査株式会社	東京都千代田区	400	電子債権記録 機関設立調査業	100.0	3	—	預金取引 関係	—	—
BTMU Preferred Capital 7 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	122,005	当行に対する 劣後ローンの 供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
(持分法適用関連会社)									
株式会社ジャルカード	東京都品川区	360	クレジット カード業	49.3	2	—	—	—	クレジ ットカ ード業 務提携
Dah Sing Financial Holdings Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	千香港 ドル 520,541	銀行持株会社	15.0	2 (1)	—	—	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、BTMU Preferred Capital 7 Limited は、特定子会社に該当します。

2 「当行との関係内容」の「役員兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

3 上記関係会社のうち、Dah Sing Financial Holdings Limitedに係る当行の議決権所有割合は20%未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社といたしております。

(3) その他

当中間連結会計期間において、当行の持分法適用関連会社から連結子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

平成20年9月30日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権 の所有 (又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備 の 貸借	業務 提携
(連結子会社)									
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	東京都中央区	8,000	金融商品取引業	41.1	1	—	預金取引 関係	—	証券仲 介業務 提携

(注) 上記関係会社に係る当行の議決権所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社といたしております。

なお、モバイルネットバンク設立調査株式会社は、平成20年6月9日付で商号を「株式会社じぶん銀行」に変更いたしております。また、平成20年7月17日から、モバイル専門銀行としてお客さま向けサービスを開始いたしております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	54,744 [7,746]	1,771 [28]	56,515 [7,774]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,648人、臨時従業員7,738人および派遣社員23,178人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	34,227 [4,967]
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託2,029人、臨時従業員4,926人および派遣社員13,831人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 従業員数には、執行役員75人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
- 4 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は25,167人です。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、サブプライム問題を契機とする米国の金融危機が深刻化し、欧州にも拡大するなか、欧米経済の失速が鮮明となりました。また、アジア・新興国経済も底堅さを示しつつも減速傾向を辿りました。一方、エネルギー・原材料価格の上昇からグローバルインフレに対する懸念も根強い状況が続きました。この間、わが国経済は、新興国向け輸出が下支えとなりましたが、欧米経済の失速や原燃料価格の高騰等を受けて企業業績が低迷を余儀なくされ、個人消費も物価上昇や賃金の低迷等を背景に停滞しました。また、消費者物価は原油・食糧品高を背景に上昇幅を拡大させました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として2.0%まで引き上げられましたほか、ユーロ圏でもインフレ抑制のため夏場に4.25%へ引き上げた後は据え置かれました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に据え置きましたが、欧米の金融・資本市場の混乱を背景に短期市場金利には上昇圧力が掛かり続けました。また、長期市場金利は欧米の金利急騰を受けて6月中旬にかけ急上昇しましたが、その後は米国金融危機の深刻化に伴う質への逃避が強まり低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、日米経済双方の先行きに対する不透明感が強まるなか100円台で揉み合う展開が続きました。

こうした状況下、当行は、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFG)、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社をはじめとするMUFGグループ各社と協力して、“Quality for You”というMUFGグループ共通の皆さまへのメッセージの下、「お客さま本位」と「質の充実」を追求してまいりました。主な成果は以下のとおりです。

まず、業績面では、リテール部門において、預金や年金保険等を含めた総預り資産残高が安定して増加し、法人部門でも、新たな調達スキームを提供するソリューション業務で成果が上がりました。また、国際部門では、アジアで日系・非日系向け貸出が好調を維持したほか、欧米非日系ビジネスもクロスセルの推進により実績を積み上げることができました。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、平成19年8月に制定した「お客さまへのお約束10か条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。また、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を实践すべく、金融面から環境保全に貢献するために環境融資の推進に注力いたしましたほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

一方、内部管理態勢・コンプライアンス態勢面について、当行は、経営統合後、平成18年12月19日、米国監督当局より、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関して業務改善命令を受領したほか、本邦では、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

これらの事態に対して、当行は、国内外の拠点における内部管理専担者を増強する等、利用者保護・消費者重視のための態勢整備を進めてまいりました。この結果、平成20年9月末には、まず、米国において行政処分が解除されました。今後も、業務改善計画の着実な履行等を通じて、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ってまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金は、前年同期比5,813億円増加して107兆946億円、譲渡性預金は、前年同期比6,261億円増加して5兆5,729億円、貸出金は前年同期比3兆3,888億円増加して80兆6,684億円、有価証券は前年同期比4兆9,246億円減少して31兆2,739億円となりました。また、総資産は前年同期比1兆8,427億円増加して155兆1,204億円となりました。

損益につきましては、経常収益は前年同期比3,170億円減少して2兆2,386億円となり、経常費用は前年同期比1,265億円減少して2兆1,035億円となりました。以上の結果、経常利益は1,351億円、中間純利益は1,751億円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前年同期比1,558億円減少して2兆1,030億円、経常利益は前年同期比2,469億円減少して1,244億円となりました。

2 その他

経常収益は前年同期比499億円増加して1,538億円、経常利益は前年同期比78億円増加して107億円となりました。なお、当中間連結会計期間より「クレジットカード業」を「その他」の区分に含めて表示しております。

また、所在地別のセグメントの業績は次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前年同期比2,668億円減少して1兆6,115億円、経常利益は前年同期比1,987億円減少して29億円となりました。

2 北米

経常収益は前年同期比848億円減少して3,569億円、経常利益は前年同期比394億円減少して265億円となりました。

3 中南米

経常収益は前年同期比164億円減少して737億円、経常利益は前年同期比33億円増加して268億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前年同期比93億円増加して2,156億円、経常利益は前年同期比106億円増加して220億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前年同期比23億円減少して1,988億円、経常利益は前年同期比252億円増加して554億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比1兆6,394億円支出が減少して2兆2,520億円の支出となる一方、投資活動においては、前年同期比2兆409億円収入が減少して2兆1,822億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比11億円支出が減少して650億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期比4,848億円増加して3兆2,987億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は10.63%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆2,858億円で前年同期比869億円の減益となりました。国内・海外の別では国内が9,999億円で前年同期比1,322億円の減益、海外が3,497億円で前年同期比379億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	662,295	223,741	△18,360	867,676
	当中間連結会計期間	658,444	244,101	△15,942	886,603
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	1,098,372	710,758	△111,657	1,697,474
	当中間連結会計期間	1,005,557	629,127	△98,339	1,536,345
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	436,077	487,017	△93,296	829,798
	当中間連結会計期間	347,112	385,025	△82,396	649,741
役務取引等収支	前中間連結会計期間	350,426	67,766	△45,590	372,603
	当中間連結会計期間	289,903	73,885	△44,906	318,882
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	416,887	73,595	△61,793	428,689
	当中間連結会計期間	358,297	79,047	△61,761	375,583
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	66,460	5,828	△16,203	56,085
	当中間連結会計期間	68,394	5,162	△16,855	56,701
特定取引収支	前中間連結会計期間	97,523	2,499	△103	99,919
	当中間連結会計期間	45,956	5,111	△319	50,748
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	98,356	3,051	△1,487	99,919
	当中間連結会計期間	46,817	6,205	△986	52,036
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	832	552	△1,384	—
	当中間連結会計期間	860	1,094	△666	1,288
その他業務収支	前中間連結会計期間	21,903	17,793	△7,085	32,611
	当中間連結会計期間	5,602	26,673	△2,638	29,637
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	93,334	22,413	△7,735	108,012
	当中間連結会計期間	124,286	46,747	△19,179	151,854
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	71,430	4,619	△649	75,400
	当中間連結会計期間	118,683	20,074	△16,541	122,216

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比4兆4,214億円減少して104兆9,270億円となりました。利回りは0.09%低下して1.91%となり、受取利息合計は1兆55億円で前年同期比928億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比4兆8,482億円減少して105兆367億円となりました。利回りは0.13%低下して0.65%となり、支払利息合計は3,471億円で前年同期比889億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	109,348,490	1,098,372	2.00
	当中間連結会計期間	104,927,063	1,005,557	1.91
うち貸出金	前中間連結会計期間	60,815,178	649,123	2.12
	当中間連結会計期間	60,211,520	595,498	1.97
うち有価証券	前中間連結会計期間	37,479,005	312,350	1.66
	当中間連結会計期間	32,820,407	266,827	1.62
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	402,699	2,633	1.30
	当中間連結会計期間	299,365	1,702	1.13
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	39,150	178	0.90
	当中間連結会計期間	12,467	53	0.85
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,403,015	7,004	0.58
	当中間連結会計期間	2,797,638	8,403	0.59
うち預け金	前中間連結会計期間	3,320,934	37,283	2.23
	当中間連結会計期間	3,362,904	24,577	1.45
資金調達勘定	前中間連結会計期間	109,884,926	436,077	0.79
	当中間連結会計期間	105,036,716	347,112	0.65
うち預金	前中間連結会計期間	90,919,964	182,754	0.40
	当中間連結会計期間	91,126,060	171,265	0.37
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,043,045	11,409	0.56
	当中間連結会計期間	3,783,612	13,014	0.68
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,831,698	6,528	0.71
	当中間連結会計期間	1,953,366	6,067	0.61
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,039,311	58,787	3.85
	当中間連結会計期間	3,487,696	33,401	1.91
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	3,049,114	9,357	0.61
	当中間連結会計期間	1,162,342	3,351	0.57
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	418,866	1,800	0.85
	当中間連結会計期間	25,000	113	0.90
うち借入金	前中間連結会計期間	6,290,304	94,367	2.99
	当中間連結会計期間	4,948,974	77,116	3.10

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比 3 兆1, 449億円増加して30兆4, 732億円となりました。利回りは1.06%低下して4.11%となり、受取利息合計は6, 291億円で前年同期比816億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 3 兆8, 058億円増加して27兆2, 233億円となりました。利回りは1.32%低下して2.82%となり、支払利息合計は3, 850億円で前年同期比1, 019億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	27, 328, 379	710, 758	5.18
	当中間連結会計期間	30, 473, 292	629, 127	4.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	19, 135, 709	513, 964	5.35
	当中間連結会計期間	22, 633, 671	492, 595	4.34
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 973, 861	47, 007	4.75
	当中間連結会計期間	1, 977, 832	34, 743	3.50
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	363, 049	8, 387	4.60
	当中間連結会計期間	420, 478	6, 371	3.02
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	228, 768	6, 805	5.93
	当中間連結会計期間	296, 048	5, 621	3.78
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	75, 119	1, 900	5.04
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	4, 308, 397	96, 044	4.44
	当中間連結会計期間	3, 690, 568	57, 013	3.08
資金調達勘定	前中間連結会計期間	23, 417, 498	487, 017	4.14
	当中間連結会計期間	27, 223, 305	385, 025	2.82
うち預金	前中間連結会計期間	13, 927, 606	251, 488	3.60
	当中間連結会計期間	14, 762, 327	168, 525	2.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1, 995, 579	54, 011	5.39
	当中間連結会計期間	2, 531, 220	44, 656	3.51
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	589, 362	13, 354	4.51
	当中間連結会計期間	801, 375	12, 534	3.11
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	257, 047	6, 726	5.21
	当中間連結会計期間	509, 991	5, 774	2.25
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	98, 108	2, 477	5.03
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	312, 418	8, 106	5.17
	当中間連結会計期間	150, 502	2, 056	2.72
うち借入金	前中間連結会計期間	601, 154	14, 404	4.77
	当中間連結会計期間	1, 269, 348	19, 636	3.08

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	136,676,870	△7,428,025	129,248,844	1,809,131	△111,657	1,697,474	2.61
	当中間連結会計期間	135,400,356	△5,706,083	129,694,272	1,634,684	△98,339	1,536,345	2.36
うち貸出金	前中間連結会計期間	79,950,887	△3,875,257	76,075,630	1,163,088	△75,739	1,087,348	2.85
	当中間連結会計期間	82,845,192	△3,010,341	79,834,851	1,088,094	△66,646	1,021,448	2.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	39,452,866	△1,499,954	37,952,911	359,358	△19,712	339,646	1.78
	当中間連結会計期間	34,798,240	△1,428,943	33,369,297	301,571	△16,641	284,929	1.70
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	765,749	△123,284	642,465	11,021	△1,525	9,495	2.94
	当中間連結会計期間	719,844	△47,278	672,565	8,074	△622	7,451	2.20
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	267,919	—	267,919	6,984	—	6,984	5.19
	当中間連結会計期間	308,515	—	308,515	5,675	—	5,675	3.66
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,478,134	—	2,478,134	8,905	—	8,905	0.71
	当中間連結会計期間	2,797,638	—	2,797,638	8,403	—	8,403	0.59
うち預け金	前中間連結会計期間	7,629,332	△1,850,361	5,778,971	133,327	△14,169	119,158	4.11
	当中間連結会計期間	7,053,472	△1,210,220	5,843,252	81,590	△13,316	68,274	2.33
資金調達勘定	前中間連結会計期間	133,302,424	△5,966,439	127,335,985	923,094	△93,296	829,798	1.29
	当中間連結会計期間	132,260,022	△4,465,235	127,794,786	732,138	△82,396	649,741	1.01
うち預金	前中間連結会計期間	104,847,571	△818,410	104,029,160	434,243	△10,184	424,058	0.81
	当中間連結会計期間	105,888,387	△338,746	105,549,641	339,791	△7,453	332,338	0.62
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,038,625	△607,000	5,431,625	65,420	△1,587	63,833	2.34
	当中間連結会計期間	6,314,832	△626,054	5,688,778	57,670	△2,272	55,398	1.94
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,421,060	△314,553	2,106,507	19,882	△3,230	16,652	1.57
	当中間連結会計期間	2,754,741	△125,898	2,628,842	18,601	△3,078	15,522	1.17
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,296,358	—	3,296,358	65,514	—	65,514	3.96
	当中間連結会計期間	3,997,687	—	3,997,687	39,176	—	39,176	1.95
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	3,147,223	—	3,147,223	11,834	—	11,834	0.75
	当中間連結会計期間	1,162,342	—	1,162,342	3,351	—	3,351	0.57
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	731,285	△106,885	624,400	9,907	△8	9,898	3.16
	当中間連結会計期間	175,502	—	175,502	2,169	—	2,169	2.46
うち借入金	前中間連結会計期間	6,891,459	△4,049,811	2,841,647	108,771	△76,683	32,087	2.25
	当中間連結会計期間	6,218,323	△3,320,523	2,897,800	96,752	△67,328	29,424	2.02

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が3,582億円で前年同期比585億円減収、役務取引等費用が683億円で前年同期比19億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比605億円減少して2,899億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が790億円で前年同期比54億円増収、役務取引等費用が51億円で前年同期比6億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比61億円増加して738億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比537億円減少して3,188億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	416,887	73,595	△61,793	428,689
	当中間連結会計期間	358,297	79,047	△61,761	375,583
うち為替業務	前中間連結会計期間	82,282	8,477	△46	90,714
	当中間連結会計期間	80,793	9,714	△195	90,312
うちその他 商業銀行業務	前中間連結会計期間	115,220	53,932	△3,906	165,246
	当中間連結会計期間	103,388	60,534	△3,202	160,720
うち保証業務	前中間連結会計期間	60,613	5,094	△14,033	51,675
	当中間連結会計期間	48,774	4,776	△13,336	40,214
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	16,779	1,610	△21	18,368
	当中間連結会計期間	26,083	1,088	△188	26,983
役務取引等費用	前中間連結会計期間	66,460	5,828	△16,203	56,085
	当中間連結会計期間	68,394	5,162	△16,855	56,701
うち為替業務	前中間連結会計期間	17,555	211	△41	17,724
	当中間連結会計期間	18,360	156	△50	18,467

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は468億円で前年同期比515億円減収、特定取引費用は8億円で前年同期比0億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比515億円減少して459億円となりました。海外の特定取引収益は62億円で前年同期比31億円増収、特定取引費用は10億円で前年同期比5億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比26億円増加して51億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比491億円減少して507億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	98,356	3,051	1,487	99,919
	当中間連結会計期間	46,817	6,205	986	52,036
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	38	1,419	832	626
	当中間連結会計期間	5,560	776	0	6,335
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	1,137	758	2	1,893
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	87,308	872	639	87,542
	当中間連結会計期間	29,558	5,429	985	34,002
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	9,871		13	9,857
	当中間連結会計期間	11,698		0	11,698
特定取引費用	前中間連結会計期間	832	552	1,384	
	当中間連結会計期間	860	1,094	666	1,288
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	832		832	
	当中間連結会計期間	0		0	
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間		2	2	
	当中間連結会計期間	859	428		1,288
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間		535	535	
	当中間連結会計期間		666	666	
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間		13	13	
	当中間連結会計期間		0	0	

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比 3 兆7,528億円増加して 7 兆9,195億円、特定取引負債は前年同期比 3 兆663億円増加して 3 兆7,530億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比5,025億円増加して6,262億円、特定取引負債は前年同期比4,062億円増加して5,040億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	4,166,701	123,708	92,862	4,197,548
	当中間連結会計期間	7,919,505	626,283	24,328	8,521,460
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	463,495	11,114		474,609
	当中間連結会計期間	362,710	17,733		380,444
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	100			100
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間		1,964		1,964
	当中間連結会計期間		80,540		80,540
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	211	5		217
	当中間連結会計期間	1,915			1,915
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	814,558	100,334	4,113	910,780
	当中間連結会計期間	3,844,677	517,544	10,332	4,351,889
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	2,888,334	10,289	88,748	2,809,875
	当中間連結会計期間	3,710,201	10,465	13,995	3,706,670
特定取引負債	前中間連結会計期間	686,710	97,862	4,308	780,264
	当中間連結会計期間	3,753,046	504,080	7,119	4,250,007
うち売付商品債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間		1,679		1,679
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	311			311
	当中間連結会計期間	189			189
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間		10,865		10,865
	当中間連結会計期間		4,287		4,287
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	56			56
	当中間連結会計期間	337			337
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	686,343	86,239	4,308	768,273
	当中間連結会計期間	3,752,520	497,961	7,119	4,243,361
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間		758		758
	当中間連結会計期間		151		151

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	91,370,833	15,941,867	△799,371	106,513,329
	当中間連結会計期間	92,036,272	15,742,737	△684,325	107,094,684
うち流動性預金	前中間連結会計期間	55,495,881	6,126,030	△303,097	61,318,815
	当中間連結会計期間	54,104,419	6,034,202	△160,181	59,978,440
うち定期性預金	前中間連結会計期間	30,639,657	9,485,575	△478,712	39,646,520
	当中間連結会計期間	32,331,090	9,474,630	△488,800	41,316,920
うちその他	前中間連結会計期間	5,235,293	330,261	△17,562	5,547,993
	当中間連結会計期間	5,600,761	233,904	△35,342	5,799,323
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,672,178	1,886,600	△612,000	4,946,779
	当中間連結会計期間	3,462,007	2,744,370	△633,460	5,572,916
総合計	前中間連結会計期間	95,043,011	17,828,468	△1,411,371	111,460,108
	当中間連結会計期間	95,498,279	18,487,107	△1,317,786	112,667,601

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	59,483,961	100.00	59,259,612	100.00
製造業	6,656,542	11.19	6,920,457	11.68
建設業	1,338,883	2.25	1,266,195	2.14
卸売・小売業	6,444,050	10.83	6,481,821	10.94
金融・保険業	4,259,392	7.16	5,098,654	8.60
不動産業	7,381,487	12.41	8,569,408	14.46
各種サービス業	5,174,420	8.70	4,615,083	7.79
その他	28,229,184	47.46	26,307,992	44.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,795,576	100.00	21,408,788	100.00
政府等	281,955	1.58	294,550	1.38
金融機関	1,859,034	10.45	2,867,851	13.40
その他	15,654,587	87.97	18,246,386	85.22
合計	77,279,538	—	80,668,401	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 平成20年9月30日基準より業種別貸出状況の集計方法を一部変更しております。従来、旧東京三菱銀行と旧UFJ銀行それぞれの基準で集計しておりましたが、平成20年9月30日より基準の統一を実施したことによるものです。これにより、従来「国内 その他」に集計しておりました個人事業性貸出を、平成20年9月30日より「国内 不動産業」に集計する等しております。

現在の集計方法での平成19年9月30日における業種別貸出状況は次の通りであります。

業種別	平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	59,483,961	100.00
製造業	6,778,394	11.40
建設業	1,352,016	2.27
卸売・小売業	6,513,748	10.95
金融・保険業	4,295,030	7.22
不動産業	8,621,416	14.49
各種サービス業	4,695,837	7.89
その他	27,227,517	45.78
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,795,576	100.00
政府等	281,955	1.58
金融機関	1,859,034	10.45
その他	15,654,587	87.97
合計	77,279,538	—

特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成19年9月30日	アルゼンチン	505
	イエメン	70
	合計	576
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成20年9月30日	アルゼンチン	51
	合計	51
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	16,320,147	—	—	16,320,147
	当中間連結会計期間	14,073,384	—	—	14,073,384
地方債	前中間連結会計期間	199,802	—	—	199,802
	当中間連結会計期間	278,180	—	—	278,180
社債	前中間連結会計期間	4,742,029	—	—	4,742,029
	当中間連結会計期間	4,845,273	—	—	4,845,273
株式	前中間連結会計期間	7,110,543	634	△704,760	6,406,417
	当中間連結会計期間	5,022,602	—	△566,139	4,456,462
その他の証券	前中間連結会計期間	7,245,795	2,065,613	△781,188	8,530,220
	当中間連結会計期間	6,103,480	2,268,140	△750,976	7,620,644
合計	前中間連結会計期間	35,618,319	2,066,248	△1,485,949	36,198,618
	当中間連結会計期間	30,322,921	2,268,140	△1,317,116	31,273,945

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	940,350	923,036	△17,313
経費(除く臨時処理分)	551,193	563,499	12,305
人件費	190,223	193,473	3,249
物件費	330,444	334,415	3,970
税金	30,525	35,610	5,085
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	389,156	359,537	△29,619
一般貸倒引当金繰入額	8,534	18,085	9,551
業務純益	397,690	377,622	△20,068
うち債券関係損益	2,799	8,304	5,505
臨時損益	△125,507	△339,730	△214,222
株式関係損益	35,646	△62,349	△97,995
与信関係費用	153,237	256,747	103,509
貸出金償却	71,454	147,082	75,628
個別貸倒引当金繰入額	72,770	103,026	30,255
その他の与信関係費用	9,012	6,638	△2,374
その他臨時損益	△7,916	△20,633	△12,717
経常利益	272,183	37,892	△234,290
特別損益	22,118	10,807	△11,310
うち償却債権取立益	14,735	10,919	△3,816
うち減損損失	△4,857	△986	3,871
税引前中間純利益	294,301	48,699	△245,601
法人税、住民税及び事業税	18,035	8,213	△9,822
法人税等調整額	88,196	15,470	△72,726
中間純利益	188,069	25,016	△163,052

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.36	1.48	0.11
(イ) 貸出金利回	1.74	1.81	0.06
(ロ) 有価証券利回	1.00	1.13	0.13
(2) 資金調達原価	1.16	1.26	0.10
(イ) 預金等利回	0.24	0.29	0.04
(ロ) 外部負債利回	0.97	1.03	0.05
(3) 総資金利鞘	0.20	0.21	0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	11.60	13.15	1.54
業務純益ベース	11.86	13.81	1.95
中間純利益ベース	5.55	0.91	△4.64

(注)

(利益 - 優先株式配当金総額) × 2

$$ROE = \frac{\text{(利益 - 優先株式配当金総額)} \times 2}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	99,029,905	99,767,246	737,341
預金(平残)	99,320,391	99,536,114	215,723
貸出金(末残)	68,759,103	72,228,207	3,469,103
貸出金(平残)	68,191,764	70,632,331	2,440,567

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	53,269,233	53,796,510	527,277
法人その他	35,814,523	35,960,519	145,995
合計	89,083,756	89,757,029	673,272

(注) 1 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 平成20年5月の新システム導入に合わせ、個人預金に関する集計方法を一部変更し、法人格の無い団体の預金を「個人」から除外し、「法人その他」に含めて計上しております。変更後の集計方法による前中間会計期間における「個人」の預金残高は52,494,972百万円、「法人その他」の預金残高は36,588,784百万円であります。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	16,916,098	17,034,432	118,333
うち住宅ローン残高	15,884,798	16,133,099	248,301
うちその他ローン残高	1,031,300	901,332	129,967

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	38,243,540	38,029,975	213,565
総貸出金残高	百万円	57,528,994	57,787,477	258,482
中小企業等貸出金比率	/ %	66.47	65.81	0.66
中小企業等貸出先件数	件	2,259,260	2,281,292	22,032
総貸出先件数	件	2,265,263	2,286,915	21,652
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.75	0.01

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

3 当中間会計期間より中小企業等に対する貸出金(単体)の集計方法を一部変更しております。従来、旧東京三菱銀行と旧UFJ銀行それぞれの基準で集計しておりましたが、当中間会計期間より基準の統一を実施したことによるものです。

変更後の集計方法による前中間会計期間における「中小企業等貸出金残高」は38,078,761百万円、「中小企業等貸出金比率」は66.19%、「中小企業等貸出先件数」は2,327,569件、「総貸出先件数」は2,333,649件、「中小企業等貸出先件数比率」は99.73%であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,760	78,895	1,407	74,221
信用状	36,590	2,055,855	30,951	2,197,029
保証	71,231	5,005,345	39,479	5,160,567
合計	109,581	7,140,097	71,837	7,431,818

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	2,767,590	2,773,290
	利益剰余金	1,910,712	2,026,410
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	298,877	-
	その他有価証券の評価差損()	-	239,697
	為替換算調整勘定	1,091	81,330
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,564,486	1,559,341
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,272,262	1,270,351
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	96,842	89,639
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	5,314	30,778
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	37,851	28,212
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	42,177
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,801,966	6,844,179
繰延税金資産の控除金額()(注1)	-	-	
計 (A)	6,801,966	6,844,179	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	1,031,262	985,351	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	959,655	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	196,126	188,347
	一般貸倒引当金	196,251	95,751
	適格引当金が期待損失額を上回る額	157,451	-
	負債性資本調達手段等	3,424,359	3,161,191
	うち永久劣後債務(注3)	451,956	425,466
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,972,403	2,735,724
	計	4,933,844	3,445,289
うち自己資本への算入額 (B)	4,933,844	3,445,289	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	323,155	382,491
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,412,656	9,906,977

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	71,888,729	72,159,889
	オフ・バランス取引等項目	14,985,358	15,934,992
	信用リスク・アセットの額 (F)	86,874,087	88,094,882
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	628,334	677,616
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	50,266	54,209
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	4,540,665	4,365,547
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	363,253	349,243
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	-	-
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)		92,043,087	93,138,045
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.39	10.63
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)		7.38	7.34

(注) 1 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は182,374百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,040,589百万円であります。

また、平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は969,408百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,368,835百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	2,767,590	2,773,290
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,466,442	1,381,804
	その他	1,276,715	1,276,814
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	298,877	-
	その他有価証券の評価差損()	-	196,064
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	37,851	28,212
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	81,176
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,361,036	6,313,473
	繰延税金資産の控除金額()(注1)	-	-
計 (A)	6,361,036	6,313,473	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	1,031,262	985,351	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額の45%	963,054	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	196,126	188,347
	一般貸倒引当金	-	-
	適格引当金が期待損失額を上回る額	48,868	-
	負債性資本調達手段等	3,258,773	3,007,921
	うち永久劣後債務(注3)	451,956	425,466
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,806,817	2,582,455
	計	4,466,822	3,196,269
うち自己資本への算入額 (B)	4,466,822	3,196,269	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	297,583	406,190
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,530,275	9,103,552
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	63,861,542	65,018,663
	オフ・バランス取引等項目	13,082,065	15,243,309
	信用リスク・アセットの額 (F)	76,943,608	80,261,972
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	605,813	675,825
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	48,465	54,066
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	4,239,932	4,169,647
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	339,194	333,571
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た 額 (K)	-	-
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	81,789,354	85,107,445	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.87	10.69
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)		7.77	7.41

- (注) 1 平成19年9月30日の繰延税金資産に相当する額は203,473百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,908,311百万円であります。
- また、平成20年9月30日の繰延税金資産に相当する額は993,654百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,262,694百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)および単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社9社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりです。

	[1]
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成11年3月25日(注)
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月および1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 当行の海外特別目的会社であったSanwa Capital Finance 2 Limited(以下、「当初発行体」という。)がシリーズ2と同額の優先出資証券を発行した当初払込日を記載しております。なお、当初発行体は平成15年1月に旧株式会社UFJホールディングスの海外特別目的会社となりました。

[1]	
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	50億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成14年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月および1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[2]	
発行体	BTMU Preferred Capital Limited
発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成17年8月24日
配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日)</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>(1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という。)に本優先出資証券に対する配当を行う。</p> <p>(2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。</p> <p>配当可能金額の制限</p> <p>(1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p> <p>(2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)および(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>

<p>配当停止条件</p>	<p>上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
<p>残余財産分配請求優先額</p>	<p>1口当たり10,000,000円</p>

[3]	
発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成19年12月13日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という。) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成20年9月2日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは (b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	946	1,361
危険債権	6,477	6,867
要管理債権	3,136	3,190
正常債権	798,325	834,129

(注)分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

ここ数年の金融規制改革の進展により、金融機関がご提供できる金融商品・サービスは格段に増加しております。このため、お客さまの様々な新しいニーズに的確かつ迅速に対応していくことは、金融機関の優劣を決する重要なポイントとなっています。当行は、様々な金融分野に広がる国内外の強力なMUF Gグループ各社と協力して、「グローバルな競争を勝ち抜く『世界屈指の総合金融グループ』」を創造し、お客さまに最高水準の商品・サービスを提供してまいります。

具体的には、グローバル化の進展等、お客さまのニーズや経営環境の変化に即したビジネスモデルの確立に向けて、取り組んでまいります。即ち、収益性を向上させ、最適事業ポートフォリオの構築と資本活用による成長を図るとともに、システムの本格統合、コストコントロール、信用リスクや保有する株式・証券化商品等の価格変動リスク等のコントロール、コンプライアンスに係る基盤を整備し、MUF Gブランドの維持・発展に取り組んでまいります。

また、経営統合の実現により、当行は資産規模やお取引先数等、極めて大きな規模を有する金融機関となりましたが、その責任の重さを十分に自覚した上で、経営統合の成果を最大限かつできるだけ早くお客さまや株主、そして社会の皆さまに還元していかなければならないと考えております。そのために、規模の大きさだけでなく、質の面でも「もっともサービスがよく、もっとも信頼され、もっとも地域密着で国際性のある金融グループ」、即ち“サービスNo. 1”、“信頼度No. 1”、“国際性No. 1”の金融グループの実現に向けた取り組みも、継続的に推進してまいります。

“サービスNo. 1”とは、当行の役職員一人ひとりが「金融サービス業のプロ」としての自覚を持ち、常にお客さまの立場に立って、お客さまに心からご満足いただけるサービスを徹底するという事です。営業拠点・本部・経営の各層が全員参加で、サービスの質の持続的な向上を追求してまいります。

“信頼度No. 1”とは、財務の健全性を追求することはもちろん、コンプライアンス・情報セキュリティ管理の徹底や、社会貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等CSR（企業の社会的責任）重視の経営を一段と推進するという事です。これによって、社会の皆さまより確固たる信頼をいただき、お客さまに安心してお取引いただける金融機関を目指してまいります。

“国際性No. 1”とは、本邦金融機関随一のグローバルネットワークを活かし、様々な国・地域特有の事情に精通した付加価値の高い情報や商品・サービスをお客さまにご提供するという事です。地域に密着しながらグローバルな視野で、世界中のお客さまのニーズに的確かつ迅速にお応えしてまいります。

なお、システムの本格統合につきましては、当行の社会的責任の重さを十分に踏まえ、安全・確実なシステム統合の実現に向けて、リスクを極小化する観点から、新システムの稼働店舗を半年程度かけて徐々に増やす「店群移行方式」を採用し、鋭意準備を進めてまいりました。平成20年5月の旧東京三菱銀行店舗の移行時に発生したシステムの一部不具合の反省も踏まえ、平成20年7月から12月にかけて、万全を期して旧UFJ銀行店舗の移行を進めておりますので、何卒宜しくお願い致します。

4 【経営上の重要な契約等】

1. 三菱UFJニコス株式会社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの株式交換契約等

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)は、当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)との間で、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日、同日開催された両社の取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換契約は、平成20年6月27日開催の三菱UFJニコスの定時株主総会および各種株主総会において承認され、平成20年8月1日、両社は株式交換を実施いたしました。その結果、三菱UFJニコスは当行の関係会社ではなくなりました。

なお、これに先立ち両社は、三菱UFJニコスが行う1,200億円の第三者割当増資をMUFGが全額引き受ける株式引受契約書を平成19年9月20日付で締結し、平成19年11月6日に第三者割当増資が実施されております。

(1) 目的

第三者割当増資、および株式交換の方法による完全子会社化の目的は次のとおりです。

貸金業法改正や割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、

三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする

三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること

銀行・信託・証券と並ぶ、MUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること

三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること

(2) 第三者割当増資の概要

第三者割当増資の発行要領は次のとおりです。

払込期日	: 平成19年11月6日
発行新株式数	: 普通株式 400,000,000株
発行価額	: 1株につき300円
発行価額の総額	: 1,200億円
募集又は割当方法	: 第三者割当

(3) 三菱UFJニコスとMUFGとの間の株式交換の概要

株式交換の方法

会社法第767条に定める方法により、平成20年8月1日を効力発生日として、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ。)の保有する三菱UFJニコスの株式をMUFGが取得し、三菱UFJニコスの株主に対してMUFGの普通株式を交付いたしました。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、MUFGにおいては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行われました。

株式交換比率

MUFGは、本株式交換に際して、三菱UFJニコスの株主(実質株主を含み、MUFGを除

く。以下同じ。)に対して、その所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式に代わり、効力発生日(平成20年8月1日)の前日の最終の三菱UFJニコスの株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載または記録された三菱UFJニコスの株主が所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式の株式数のそれぞれの合計に、それぞれ0.37または1.39を乗じた数のMUFJGの普通株式を交付いたしました。ただし、本株式交換により三菱UFJニコスの株主に対し交付しなければならないMUFJGの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定にしたがい、当該株主に対しては金銭の交付が行われております。

株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスとMUFJGの両社は第三者機関から取得した株式交換比率算定書の算定結果等を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

- ・三菱UFJニコスが選定した第三者機関である株式会社KPMG FASは、三菱UFJニコスとMUFJGそれぞれについて、市場株価平均法およびDDM法による分析を行い、普通株式の交換比率を算定しております。また、上記市場株価平均法による分析対象期間について算出された平均株価を用いて、格子モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式の交換比率を算定しております。
- ・MUFJGが選定した第三者機関である野村証券株式会社は、三菱UFJニコスとMUFJGそれぞれについて、市場株価平均法を採用し、三菱UFJニコスに関しては別途、類似会社比較法、DDM法による分析を行い、普通株式交換比率を算定しております。また、各手法での普通株式交換比率に対して、野村証券株式会社の評価モデルによる第1種株式の価値を分析し、第1種株式の交換比率を算定しております。

株式交換完全親会社となった会社の資本金・事業の内容等(平成20年9月30日現在)

商号	: 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
本店所在地	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者	: 取締役社長 畔柳信雄
資本金	: 1,383,052百万円
事業の内容	: 銀行持株会社

2. 株式会社泉州銀行と株式会社池田銀行との経営統合

当行と当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という。)は、平成20年5月30日、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という。)との間で、泉州銀行と池田銀行とが共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことを内容とする「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。

(1) 経営統合の目的

泉州銀行および池田銀行の経営統合は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的としています。新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保しつつ、当行との資本関係の有効活用を通じて、地域顧客の利便性、サービスおよび内部管理体制の質的向上を目指します。

(2) 統合形態

泉州銀行および池田銀行は、平成21年4月1日を目処に、共同株式移転による持株会社を設立することに向けて、検討・協議を進めてまいります。

(3) 経営統合後の方針

泉州銀行および池田銀行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後、将来的に両行が合併することを含めて、検討・協議を進めてまいります。

泉州銀行および池田銀行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした持株会社の事業子会社とする可能性を含めて検討してまいります。

泉州銀行および池田銀行は、両行の基幹システム等について、経営統合の目的に鑑み、その効果、コストを総合的に考慮の上、一本化する可能性を含めて検討してまいります。

(4) 持株会社の概要

商号	公募による方法も含めて、今後両行にて協議して決定いたします。
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理および附帯する業務を行います。
本社所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）
代表取締役候補者	代表取締役会長 吉田 憲正（現：泉州銀行 取締役頭取） 代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 服部 盛隆（現：池田銀行 取締役頭取）

(5) 株式移転比率

デューデリジェンス等の結果を踏まえて、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定いたします。

(6) スケジュール

最終契約締結	平成20年11月28日まで
株式移転に関する臨時株主総会	平成21年2月末まで
新会社設立登記日	平成21年4月1日

なお、当行、泉州銀行および池田銀行は、平成20年11月25日、経営統合の日程を変更する合意書を締結いたしました。

変更後の内容は、次のとおりです。

最終契約締結	平成21年5月29日まで
株式移転に関する株主総会	平成21年7月末まで
新会社設立登記日	平成21年10月1日

また、泉州銀行と池田銀行は、この統合日程変更の合意のほか、これまでの協議により、上記(3)経営統合後の方針のと、および(4)持株会社の概要のについて、次のとおりとすることを合意しております。

(3) 経営統合後の方針

泉州銀行および池田銀行は、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、平成21年10月の持株会社設立後、6ヵ月程度を目処に合併することを前提に検討いたします。

泉州銀行および池田銀行の基幹システムにつきましては、合併時は両行の現存するシステムをリレーシステムによって接続いたしますが、合併後、速やかに一本化をする方針です。

(4) 持株会社の概要

商号 株式会社池田泉州ホールディングス(英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)

3. 当行とUnionBanCal Corporationとの完全子会社化に関する契約

当行は、平成20年8月18日、当行の連結子会社であるUnionBanCal Corporation(以下「UNBC」という。)との間で、同社の完全子会社化に関する合併契約書を締結いたしました。

本合併契約書に基づき、当行はUNBCの発行済み普通株式の全て(ただし、MUFグループが保有する約65.4%を除く。)を一株当たり73米ドル50セントの現金にて取得する公開買付けを実施いたしました。公開買付けの後、残りの少数株主に対して、合併対価として公開買付け価格と同額の現金を交付することによる第2ステップの合併を実施し、UNBCは当行の完全子会社となります。

なお、UNBCの特別委員会は、UNBCの一般株主に対して、本取引への賛同を表明しております。

(1) 完全子会社化に至る背景・経緯

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧州の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、Union Bank of California N.A.を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上を目指してまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(2) 本公開買付けの概要

UNBCの概要

商号	: UnionBanCal Corporation
代表者	: President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka
所在地	: 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市
設立年	: 1953年
主な事業内容	: 銀行持株会社
資本金	: 159百万米ドル(平成20年9月30日現在)
決算期	: 12月
上場証券取引所	: ニューヨーク証券取引所
発行済株式数	: 140,069,898株(平成20年9月30日現在。自己株式を除く。)

買付けを行う株券等の種類

普通株式

公開買付け期間

遅くとも平成20年8月29日(米国東部時間)までに開始することを予定しております。また、公開買付け期間は延長等による変更がない場合、20営業日を予定しております。

買付価格

1株につき73米ドル50セント

買付けに要する資金

約35億米ドル(約3,850億円)と想定しており、全て当行の手元資金で賄うことを予定いたしております。

本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

本公開買付け等により当行が90%以上の持分を取得した場合、UNBCは当行が米国に設立する100%出資の受皿会社と合併し、残りの少数株主に対して合併対価として現金を交付することにより、当行の完全子会社となる予定です。

なお、本公開買付けは平成20年8月29日から平成20年9月26日まで実施され、平成20年11月4日、残りの少数株主へ合併対価を交付することにより、UNBCは当行の完全子会社となりました(いずれも米国東部時間)。

本公開買付けの結果等につきましては、5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等]の(重要な後発事象)に記載いたしております。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(銀行業)

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(その他)

当中間連結会計期間において、三菱UFJニコス株式会社は当行の子会社ではなくなりましたので、下記の設備が当行グループの設備ではなくなりました。

平成20年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJニコス 株式会社	本店ほか	東京都 文京区 ほか	事務所 ほか	26,701 (1,131)	15,492	13,149	19,156	47,798	4,162

- (注) 1 上記は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じて記載しております。
- 2 土地の面積の()内は、借地の面積(うち書き)であり、借地に係る年間賃借料は建物も含め6,624百万円であります。
- 3 「その他の有形固定資産」は、器具及び備品 3,137百万円、その他 16,019百万円であり、営業用の賃貸資産16,019百万円を含めて記載しております。
- 4 上記には、連結会社以外の者に貸与している建物166百万円が含まれております。
- 5 上記のほか、ソフトウェア資産 67,354百万円を所有しております。
- 6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。なお、年間リース料は、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行ったファイナンス・リース取引に係る支払リース料を記載しております。

店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
池袋システムセンター ほか	東京都豊島区ほか	事務機器ほか	—	5,308

2 【設備の新設、除却等の計画】

(銀行業)

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは、次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	変更の内容
当行	—	東銀ビルヂング	東京都千代田区	営業店建替	投資予定金額の変更 (変更前) 5,843百万円 (変更後) 6,098百万円

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

当中間連結会計期間中に、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次の通りであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	相模原第二ビル(仮称)	神奈川県相模原市	新設	事務センター新設	5,285	1,089	自己資金	平成19年9月	平成22年12月
当行	—	荻窪支店	東京都杉並区	建替	営業店建替	3,076	574	自己資金	平成19年6月	平成22年8月
当行	—	—	—	更改	外貨有価証券システム再構築	4,460	982	自己資金	平成19年10月	平成22年6月
当行	—	—	—	改修	新外為送金システム構築	3,041	271	自己資金	平成19年12月	平成21年11月
当行	—	—	—	新設	マネー・ローンダリング防止システムの本邦導入	2,661	90	自己資金	平成19年10月	平成21年9月
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	子会社店舗	北米地区	新設・ 拡充・ 改修	店舗の防犯強化設備等設置	3,221	262	自己資金	平成20年3月	平成21年7月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(その他)

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、三菱UFJニコス株式会社は当行の子会社ではなくなりました。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

発行可能株式総数 15,357,700,000株

発行可能種類株式総数

種類	発行可能種類株式総数 (株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第三種優先株式	27,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第五種優先株式	150,000,000
第六種優先株式	1,000,000

(注) 平成20年10月31日、同日の臨時株主総会及び種類株主総会決議により定款を変更し、第三種優先株式及び第五種優先株式について第七種優先株式として名称及び内容を変更・統合しました。その結果、発行可能株式総数は不変ですが、発行可能種類株式総数は以下のとおりとなっております。

種類	発行可能種類株式総数 (株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第六種優先株式	1,000,000
第七種優先株式	177,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期末末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,301,857,122	10,301,857,122	—	(注) 1
第一回第二種優先株式	100,000,000	100,000,000	—	(注) 2
第一回第三種優先株式	27,000,000	—	—	(注) 3
第一回第四種優先株式	79,700,000	79,700,000	—	(注) 4
第一回第五種優先株式	150,000,000	—	—	(注) 5
第一回第六種優先株式	1,000,000	1,000,000	—	(注) 6
第一回第七種優先株式	—	177,000,000	—	(注) 7
計	10,659,557,122	10,659,557,122	—	

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記 に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成22年2月22日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年15円90銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき7円95銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権
優先株主は、 に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに 及び に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成20年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{r} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得を請求} \\ \text{した本優先株式数} \times 3,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

取得価額等の条件

A. 当初取得価額

当初取得価額は、1,693円50銭とする。

B. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年8月1日及び平成19年8月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（終値のない日数を除く。）に1.025を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されるものとする。ただし、当該価額が1,693円50銭（ただし、下記C. の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記C. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記C. に準じて調整される。

なお、平成19年8月1日にかかる修正後取得価額は、1,693円50銭である。

C. 取得価額の調整

a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・} \\ \text{処分普通株式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}$$

i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）
調整後取得価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合
調整後取得価額は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記 a. 又は b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 C. a. ii) ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
なお、上記45取引日の間に、上記 C. a. または b. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記 C. a. または b. に準じて調整される。
- e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。
- f. 取得価額調整式に使用する 1 株当たり払込金額とは、(イ)上記 C. a. i) の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ロ)上記 C. a. ii) の普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）には 0 円、(ハ)上記 C. a. iii) の時価を下回る価額をもって当行の普通株式もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合には、当該取得価額又は新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 一斉取得

当行は、平成20年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成20年8月1日をもって取得し、これと引換えに、1株につき3,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が1,209円70銭を下回るときは、3,000円を1,209円70銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

なお、本優先株式の取得請求権については、上記(6)のとおり、取得を請求することができる期間が平成20年7月31日に満了しました。また、本優先株式は、上記(7)に基づく一斉取得により、平成20年8月1日にすべて自己株式となりました。

さらに、平成20年10月31日に、本優先株式及び第五種優先株式について第七種優先株式として名称及び内容を変更・統合する定款変更を行った結果、本優先株式は第一回第七種優先株式に変更されております。

4 第一回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年18円60銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円30銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

5 第一回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年19円40銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円70銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

なお、平成20年10月31日に、本優先株式及び第三種優先株式について第七種優先株式として名称及び内容を変更・統合する定款変更を行った結果、本優先株式は第一回第七種優先株式に変更されております。

6 第一回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年210円90銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金の額については、1株につき80円68銭とする。また、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき105円45銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,700円の金銭を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成24年11月13日以降はいつでも、本優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

- 7 平成20年10月31日に、当行は定款を変更し、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式について第一回第七種優先株式として名称及び内容を変更・統合しております。第一回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年115円（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円）の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

- (2) 残余財産の分配
 当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円の金銭を支払う。
 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
 本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。
- (4) 取得条項
 当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (5) 議決権
 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。
- (6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
 当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	43,895	10,659,557	—	996,973,118	—	2,773,290,244

(注) 第一回第三種優先株式の一斉取得の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10,295,057	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,800	0.06
計	—	10,301,857	100.00

第一回第二種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

第一回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	27,000	100.00
計	—	27,000	100.00

第一回第四種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	79,700	100.00
計	—	79,700	100.00

第一回第五種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

第一回第六種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,000	100.00
計	—	1,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)[株式の総数等]に記載しております。
	第一回第三種優先株式 27,000,000	—	
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第五種優先株式 150,000,000	—	
	第一回第六種優先株式 1,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,301,857,000	10,301,857	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 122	—	—
発行済株式総数	10,659,557,122	—	—
総株主の議決権	—	10,301,857	—

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第三種優先株式27,000,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第五種優先株式150,000,000株は自己株式であります。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役員の役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役(代表取締役)	常務取締役(代表取締役)	原沢 隆三郎	平成20年10月1日
事務・システム部門長並びに IT事業部の担当	事務・システム部門長並びに IT事業部の担当		
専務取締役(代表取締役)	常務取締役(代表取締役)	平野 信行	平成20年10月1日
総務部・企画部・広報部・ お客さまご相談部の担当	総務部・企画部・広報部・ お客さまご相談部の担当		

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 10,458,084	※7 7,945,518	※7 9,127,750
コールローン及び買入手形	982,376	784,987	1,096,258
買現先勘定	※2 313,466	※2 120,503	※2 397,907
債券貸借取引支払保証金	※2 1,546,785	※2 3,554,122	※2 4,874,657
買入金銭債権	※7 4,780,789	※7 4,173,449	※7 4,529,809
特定取引資産	※7 4,197,548	※7 8,521,460	※7 4,795,728
金銭の信託	123,636	286,237	290,341
有価証券	※1, ※2, ※7, ※14 36,198,618	※1, ※2, ※7, ※14 31,273,945	※1, ※2, ※7, ※14 33,281,702
投資損失引当金	△33,378	△35,716	△29,336
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 77,279,538	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 80,668,401	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 79,363,106
外国為替	※2 1,409,694	※2 1,657,603	※2 1,243,500
その他資産	※7 3,974,153	※7 5,213,653	※7 4,590,922
有形固定資産	※7, ※9, ※10, ※11 1,483,053	※7, ※9, ※10, ※11 1,022,192	※7, ※9, ※10, ※11 1,366,027
無形固定資産	※7 535,837	※7 456,804	※7 622,334
繰延税金資産	260,964	1,002,539	747,152
支払承諾見返	※14 10,893,044	※14 9,353,985	※14 10,483,692
貸倒引当金	△1,126,463	△879,237	△979,575
資産の部合計	153,277,751	155,120,452	155,801,981
負債の部			
預金	※7 106,513,329	※7 107,094,684	※7 109,411,671
譲渡性預金	4,946,779	5,572,916	5,323,841
コールマネー及び売渡手形	※7 1,965,264	※7 2,147,574	※7 1,800,584
売現先勘定	※7 3,031,030	※7 3,850,718	※7 3,961,480
債券貸借取引受入担保金	※7 3,177,673	※7 1,455,135	※7 2,546,715
コマーシャル・ペーパー	※7 710,449	※7 173,685	※7 357,362
特定取引負債	780,264	4,250,007	1,220,211
借入金	※2, ※7, ※12 2,652,917	※2, ※7, ※12 2,694,290	※2, ※7, ※12 2,660,227
外国為替	※2 795,424	※2 979,813	※2 974,790
短期社債	289,300	36,165	44,200
社債	※13 5,046,669	※13 4,874,970	※13 4,862,493
その他負債	3,235,534	5,031,727	3,667,563
賞与引当金	25,953	23,409	25,601
役員賞与引当金	—	66	141
退職給付引当金	46,297	37,274	47,563
役員退職慰労引当金	924	677	1,035
ポイント引当金	—	884	8,043
偶発損失引当金	137,476	50,866	126,649
構造改革損失引当金	59,317	—	22,865
特別法上の引当金	31	1,471	1,901
繰延税金負債	78,589	33,130	76,331
再評価に係る繰延税金負債	※9 196,946	※9 189,933	※9 191,788
支払承諾	※7, ※14 10,893,044	※7, ※14 9,353,985	※7, ※14 10,483,692
負債の部合計	144,583,218	147,853,391	147,816,755

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	996,973	996,973	996,973
資本剰余金	2,767,590	2,773,290	2,773,290
利益剰余金	1,910,712	2,026,410	2,032,903
株主資本合計	5,675,275	5,796,674	5,803,166
その他有価証券評価差額金	1,255,900	△236,869	266,877
繰延ヘッジ損益	△53,177	11,426	82,737
土地再評価差額金	※9 238,889	※9 228,616	※9 231,333
為替換算調整勘定	1,091	△81,330	△48,871
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	—	△12,392	—
評価・換算差額等合計	1,442,704	△90,549	532,077
少数株主持分	1,576,551	1,560,936	1,649,981
純資産の部合計	8,694,532	7,267,061	7,985,225
負債及び純資産の部合計	153,277,751	155,120,452	155,801,981

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	2,555,737	2,238,656	5,083,631
資金運用収益	1,697,474	1,536,345	3,311,202
(うち貸出金利息)	1,087,348	1,021,448	2,153,811
(うち有価証券利息配当金)	339,646	284,929	650,802
信託報酬	12,893	9,964	24,470
役務取引等収益	428,689	375,583	860,102
特定取引収益	99,919	52,036	217,106
その他業務収益	108,012	151,854	278,310
その他経常収益	※1 208,749	※1 112,871	※1 392,438
経常費用	2,230,118	2,103,523	4,289,221
資金調達費用	831,041	650,106	1,592,148
(うち預金利息)	424,058	332,338	808,141
役務取引等費用	56,085	56,701	106,972
特定取引費用	—	1,288	—
その他業務費用	75,400	122,216	173,675
営業経費	827,783	774,581	1,674,515
その他経常費用	※2 439,808	※2 498,629	※2 741,909
経常利益	325,618	135,132	794,409
特別利益	32,546	193,831	170,638
固定資産処分益	2,597	954	24,780
償却債権取立益	16,898	12,185	34,296
金融商品取引責任準備金取崩額	—	434	—
子会社合併に伴う持分変動利益	13,050	—	13,050
親会社株式売却益	—	172,096	—
リース会計基準の適用に伴う影響額	※3 —	※3 6,186	※3 —
子会社株式売却益	—	1,974	16,075
子会社の第三者割当増資に伴う持分変動利益	—	—	71,453
子会社による事業売却益	—	—	10,810
その他の特別利益	※4 —	※4 —	※4 169
特別損失	75,789	55,416	112,341
固定資産処分損	6,066	6,634	12,382
減損損失	10,119	1,583	11,903
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—	137
子会社における構造改革損失引当金繰入額	59,603	—	64,049
システム統合に係る費用	—	47,198	—
過年度損益修正損	※5 —	※5 —	※5 23,869
税金等調整前中間純利益	282,375	273,547	852,706
法人税、住民税及び事業税	41,997	37,166	81,361
還付法人税等	—	—	10,830
法人税等調整額	92,455	14,409	120,412
法人税等合計	—	51,575	—
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△16,217	46,829	70,308
中間純利益	164,140	175,142	591,452

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	996,973	996,973	996,973
当中間期末残高	996,973	996,973	996,973
資本剰余金			
前期末残高	2,767,590	2,773,290	2,767,590
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
当中間期変動額合計	—	—	5,700
当中間期末残高	2,767,590	2,773,290	2,773,290
利益剰余金			
前期末残高	1,914,973	2,032,903	1,914,973
当中間期変動額			
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	164,140	175,142	591,452
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	—
持分法適用関連会社の減少	—	△16	△13,699
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	537	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
当中間期変動額合計	△4,261	△6,492	117,929
当中間期末残高	1,910,712	2,026,410	2,032,903
株主資本合計			
前期末残高	5,679,537	5,803,166	5,679,537
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	164,140	175,142	591,452
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	—
持分法適用関連会社の減少	—	△16	△13,699
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	537	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
当中間期変動額合計	△4,261	△6,492	123,629
当中間期末残高	5,675,275	5,796,674	5,803,166

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,431,320	266,877	1,431,320
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△175,419	△503,746	△1,164,443
当中間期変動額合計	△175,419	△503,746	△1,164,443
当中間期末残高	1,255,900	△236,869	266,877
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△52,655	82,737	△52,655
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△521	△71,311	135,393
当中間期変動額合計	△521	△71,311	135,393
当中間期末残高	△53,177	11,426	82,737
土地再評価差額金			
前期末残高	240,307	231,333	240,307
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,417	△2,717	△8,974
当中間期変動額合計	△1,417	△2,717	△8,974
当中間期末残高	238,889	228,616	231,333
為替換算調整勘定			
前期末残高	△30,676	△48,871	△30,676
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	31,767	△32,458	△18,195
当中間期変動額合計	31,767	△32,458	△18,195
当中間期末残高	1,091	△81,330	△48,871
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	△12,392	—
当中間期変動額合計	—	△12,392	—
当中間期末残高	—	△12,392	—
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,588,295	532,077	1,588,295
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△145,591	△622,627	△1,056,218
当中間期変動額合計	△145,591	△622,627	△1,056,218
当中間期末残高	1,442,704	△90,549	532,077

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	1,622,722	1,649,981	1,622,722
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△46,170	△89,044	27,259
当中間期変動額合計	△46,170	△89,044	27,259
当中間期末残高	1,576,551	1,560,936	1,649,981
純資産合計			
前期末残高	8,890,555	7,985,225	8,890,555
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	164,140	175,142	591,452
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	—
持分法適用関連会社の減少	—	△16	△13,699
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	537	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△191,761	△711,672	△1,028,959
当中間期変動額合計	△196,023	△718,164	△905,329
当中間期末残高	8,694,532	7,267,061	7,985,225

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	282,375	273,547	852,706
減価償却費	132,002	87,056	284,758
減損損失	10,119	1,583	11,903
のれん償却額	1,404	3,062	3,882
負ののれん償却額	—	△90	△193
持分法による投資損益 (△は益)	△5,027	△2,328	△7,441
貸倒引当金の増減 (△)	54,646	59,243	△88,970
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	7,804	6,635	3,759
賞与引当金の増減額 (△は減少)	49	△2,031	△325
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△74	141
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,159	2	△327
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△20	△44	142
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	—	1,120	2,868
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	30,474	△41,910	20,338
構造改革損失引当金の増減額 (△は減少)	59,317	△14,879	22,865
資金運用収益	△1,697,474	△1,536,345	△3,311,202
資金調達費用	831,041	650,106	1,592,148
有価証券関係損益 (△)	△45,807	52,345	△30,117
親会社株式売却益	—	△172,096	—
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△8,318	3,881	△10,435
為替差損益 (△は益)	77,483	△134,015	1,175,125
固定資産処分損益 (△は益)	3,469	5,680	△12,398
特定取引資産の純増 (△) 減	△53,770	992,509	△659,662
特定取引負債の純増減 (△)	87,110	△1,721,771	528,965
約定済未決済特定取引調整額	△60,222	△81,157	82,253
貸出金の純増 (△) 減	△1,388,091	△3,067,698	△3,692,311
預金の純増減 (△)	△808,640	△1,991,887	2,506,947
譲渡性預金の純増減 (△)	△438,417	283,643	△28,368
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△589,589	1,430,251	△734,380
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△2,373,684	929,838	△353,052
コールローン等の純増 (△) 減	326,055	920,509	344,097
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	2,043,967	1,320,535	△1,296,470
コールマネー等の純増減 (△)	△295,723	273,848	365,644
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	66,888	△161,885	△287,802
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△181,852	△1,091,563	△829,202
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△58,698	△416,314	107,240
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△207,600	5,789	△28,212
短期社債 (負債) の純増減 (△)	138,700	182,741	△120,400
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△148,304	△52,806	△280,592
資金運用による収入	1,691,272	1,549,056	3,351,294
資金調達による支出	△816,903	△655,793	△1,567,246
その他	△523,245	△119,689	△1,591,690
小計	△3,859,368	△2,231,396	△3,673,719
法人税等の支払額	△32,098	△20,621	△69,329
法人税等の還付額	—	—	10,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,891,467	△2,252,017	△3,732,540

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△22,491,268	△37,392,502	△60,993,346
有価証券の売却による収入	15,234,777	23,300,545	42,632,550
有価証券の償還による収入	11,648,809	16,110,068	23,561,731
親会社株式の売却による収入	—	238,971	—
金銭の信託の増加による支出	△346	△148,167	△4,500
金銭の信託の減少による収入	119,449	140,838	185,346
有形固定資産の取得による支出	△103,043	△29,741	△254,626
無形固定資産の取得による支出	△98,003	△54,200	△193,432
有形固定資産の売却による収入	2,499	4,271	117,390
無形固定資産の売却による収入	12	1	962
事業譲渡による収入	—	41	11,516
子会社株式の取得による支出	△60	—	△894
子会社株式の売却による収入	—	503	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	758	26,943
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	—	△1,045
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	10,874	18,939
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△89,613	—	△91,774
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,223,212	2,182,263	5,015,761
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	87,000	14,404	117,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△95,000	△45,000	△130,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	210,740	289,700	238,229
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△71,612	△128,426	△92,777
少数株主からの払込みによる収入	6,437	137,755	281,410
少数株主への減資等による支出	△1,314	△1,920	△4,161
優先株式等の償還等による支出	—	△106,420	△106,000
リース債務の返済による支出	—	△11	—
配当金の支払額	△160,703	△183,966	△459,580
少数株主への配当金の支払額	△38,929	△40,969	△73,865
子会社による当該会社の自己株式の取得による支出	△2,868	△229	△11,066
子会社による当該会社の自己株式の売却による収入	0	3	151
その他	—	—	△2,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	△66,249	△65,080	△243,620
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,687	△77,306	△29,075
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	287,183	△212,141	1,010,524
現金及び現金同等物の期首残高	2,526,701	3,546,580	2,526,701
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△35,686	—
吸収分割による現金及び現金同等物の増加額	—	—	8,695
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 （△は減少）	—	—	658
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,813,884	3,298,752	3,546,580

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 174社 主要な会社名 三菱UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. 他3社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、株式会社ディーシーカード他8社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 159社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他3社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、三菱UFJニコス株式会社他9社は、株式交換に伴う事業分離、清算等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社 165社 主要な会社名 三菱UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、カブドットコム証券株式会社他8社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、株式会社ディーシーカード他22社は、売却、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。</p>
	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社8社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社7社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>
		<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 当行には、当中間連結会計期間末に財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はないことから、記載しておりません。 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は当中間連結会計期間末にはありません。 なお、当中間連結会計期間中における特別目的会社との取引金額等については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 49社 主要な会社名 株式会社中京銀行 三菱UFJリース株式会社 なお、Mitsubishi UFJ Asset Management (HK)Limited他2社は、 新規設立等により、当中 間連結会計期間より持分 法を適用しております。 また、UFJセントラ ルリース他3社は、合併 等により関連会社でなく なったため、当中間連結 会計期間より持分法の対 象から除いております。 ダイヤモンドリース株 式会社とUFJセントラ ルリース株式会社は、平 成19年4月1日付で合併 し、会社名を三菱UFJ リース株式会社に変更し ております。	(1) 持分法適用の関連会社 47社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャル カード他3社は、株式取 得等により、当中間連結 会計期間より持分法を適 用しております。 また、三菱UFJメリ ルリンチPB証券株式会 社他3社は、子会社への 異動等により関連会社で なくなったため、当中間 連結会計期間より持分法 の対象から除いておりま す。	(1) 持分法適用の関連会社 47社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャッ クス他6社は、追加出 資、新規設立等により、 当連結会計年度より持分 法を適用しております。 また、UFJセントラ ルリース株式会社他9社 は、合併等により関連会 社でなくなったため、当 連結会計年度より持分法 の対象から除いておりま す。 ダイヤモンドリース株 式会社とUFJセントラ ルリース株式会社は、平 成19年4月1日付で合併 し、会社名を三菱UFJ リース株式会社に変更 し、平成20年2月6日付 で、当行の子会社、緊密 な者による売却等によ り、関連会社でなくなっ たため、当連結会計年度 より持分法の対象から除 いております。
	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。
	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 SSI株式会社 NBA株式会社 (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社コンバージョ ン SSI株式会社 NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社コンバージョ ン SSI株式会社 NBA株式会社 (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																										
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>105社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>56社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在又は7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成19年6月28日にBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。上記支店・出張所の移管については、重要な取引として調整を行っております。同社の平成19年7月1日から同年9月30日までの期間の損益は中間連結損益計算書に反映されておりませんが、その影響は軽微であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	11月末日	2社	4月末日	2社	6月末日	105社	7月24日	7社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	56社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>99社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>9社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>46社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	4月末日	1社	6月末日	99社	7月24日	9社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	46社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>102社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>50社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成19年6月28日にBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。同社は12月末日を決算日とする連結子会社であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	5月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	102社	1月24日	8社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	50社
11月末日	2社																																												
4月末日	2社																																												
6月末日	105社																																												
7月24日	7社																																												
7月末日	1社																																												
8月末日	1社																																												
9月末日	56社																																												
11月末日	2社																																												
4月末日	1社																																												
6月末日	99社																																												
7月24日	9社																																												
7月末日	1社																																												
8月末日	1社																																												
9月末日	46社																																												
5月末日	2社																																												
10月末日	1社																																												
12月末日	102社																																												
1月24日	8社																																												
1月末日	1社																																												
2月末日	1社																																												
3月末日	50社																																												

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>	
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左	(B) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 15年～50年 動産： 2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 15年～50年 その他： 2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (追加情報) 前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物付属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 また、当行の建物（建物付属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 15年～50年 動産： 2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物付属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 また、当行の建物（建物付属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。 これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,326百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>期純利益は同額それぞれ減少しております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は2,012百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		リース資産 所有権移転外ファイ ナンス・リース取引に 係る「有形固定資産」 及び「無形固定資産」 中のリース資産は、リ ース期間を耐用年数と した定額法によってお ります。なお、残存価 額については、リース 契約上に残価保証の取 決めがあるものは当該 残価保証額とし、それ 以外のは零としてお ります。	
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時 に全額費用として処理し ております。 なお、社債は償却原価 法（定額法）に基づいて 算定された価額をもって 中間連結貸借対照表価額 としておりますが、平成 18年3月31日に終了する 連結会計年度の連結貸借 対照表に計上した社債発 行差金は、企業会計基準 実務対応報告第19号「繰 延資産の会計処理に関す る当面の取扱い」（平成 18年8月11日 企業会計 基準委員会）の経過措置 に基づき従前の会計処理 を適用し、社債の償還期 間にわたり均等償却を行 うとともに未償却残高を 社債から直接控除してお ります。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交 付費は、支出時に全額費 用として処理してありま す。 また、平成18年3月31 日に終了する連結会計年 度の連結貸借対照表に計 上した社債発行差金は、 実務対応報告第19号「繰 延資産の会計処理に関す る当面の取扱い」（平成 18年8月11日 企業会計 基準委員会）の経過措置 に基づき従前の会計処理 を適用し、社債の償還期 間にわたり均等償却を行 うとともに未償却残高を 社債から直接控除してお ります。	(5) 繰延資産の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,765百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は654,263百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659,050百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、当該支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) ポイント引当金の計上基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(14) 構造改革損失引当金の計上基準 連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。	—————	(14) 構造改革損失引当金の計上基準 構造改革損失引当金は、当行の連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金31百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,471百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,901百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行及び国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(17)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(17)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成</p>	<p>(17)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) この変更による中間連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は58,092百万円減少し、うち「資金運用収益」が4,267百万円増加、「その他経常収益」が62,360百万円減少しております。「経常費用」は58,305百万円減少し、うち「その他経常費用」が56,385百万円減少しております。「経常利益」は212百万円増加、「特別利益」は6,107百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は6,319百万円増加しております。</p>	
	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は52,130百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,023百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は30,444百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は39,189百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
	<p>(19)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。</p>	<p>(19)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(19)消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(20)手形割引及び再割引の 会計処理 手形割引及び再割引 は、業種別監査委員会報 告第24号に基づき金融取 引として処理しておりま す。	(20)手形割引及び再割引の 会計処理 同左	(20)手形割引及び再割引の 会計処理 同左
		(21)在外子会社の会計処理 基準 在外子会社の財務諸表 が、国際財務報告基準又 は米国会計基準に準拠し て作成されている場合に は、それらを連結決算手 続き上利用しております。 なお、在外子会社の財 務諸表が、国際財務報告 基準又は米国会計基準以 外の各所在地国で公正妥 当と認められた会計基準 に準拠して作成されてい る場合には、米国会計基 準に準拠して修正してお ります。 また、連結決算上必要 な修正を実施しておりま す。 (会計方針の変更) 実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成にお ける在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以 下「実務対応報告第18 号」という)が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度から適用され ることになったことに伴 い、当中間連結会計期間 から同実務対応報告を適 用しております。 この変更により、従来 の方法によった場合と比 較して、「経常利益」及 び「税金等調整前中間純 利益」がそれぞれ7,218 百万円増加しております。	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理 - 米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当中間連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が21,136百万円減少、「退職給付引当金」が9,620百万円増加、「繰延税金負債」が11,814百万円減少、「少数株主持分」が6,573百万円減少しております。</p>	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更) 当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。 なお、この変更により経常利益は542百万円増加し、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、4,717百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更) 当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。 なお、この変更により経常利益は1,085百万円増加し、税金等調整前当期純利益は4,174百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間連結会計期間より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表については、「特定取引資産」が3,114,895百万円増加、「特定取引負債」が3,162,295百万円増加、「その他資産」が1,186,779百万円増加、「その他負債」が1,139,379百万円増加しております。また、中間連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が1,601,293百万円増加、「特定取引負債の純増減(△)」が1,590,651百万円減少、「その他」が10,642百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行なわれ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間から区分して表示しております。 なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は945百万円、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は649百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。 なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は238百万円、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は△57百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係) (1)「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。 なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は328,751百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は13,707百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は305百万円であります。 (2)当行の連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は、8,766百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 従来、重要性が乏しかったことから、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は、「ポイント引当金の増減額」として表示しております。 なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増減額」は3,591百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式155,052百万円及び出資金1,377百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売却し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,372,223百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,247,563百万円であります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,088,699百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式146,582百万円及び出資金1,550百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,911百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売却し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は795,346百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,492,841百万円であります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,004,310百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式105,112百万円及び出資金1,595百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は7,501百万円であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売却し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,227,177百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,785,351百万円あります。 手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は981,903百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額7,927百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は30,280百万円、延滞債権額は816,591百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,882百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は410,907百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は61,830百万円、延滞債権額は792,228百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,810百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は318,932百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は37,858百万円、延滞債権額は684,426百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,816百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は441,633百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																												
<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,273,662百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,124</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,033,700</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">208,993</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">2,475</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">662</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">293,359</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">612,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">239,506</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,124</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金158,369百万円、買入金銭債権662,081百万円、有価証券3,215,407百万円、貸出金5,833,919百万円及びその他資産6,163百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,026,333百万円、有価証券は5,514,451百万円であり、対応する売現先勘定は3,009,374百万円、債券貸借取引受入担保金は3,057,676百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,124	有価証券	1,033,700	貸出金	208,993	その他資産	2,475	有形固定資産	662	無形固定資産	374		百万円	預金	293,359	コールマネー及び売渡手形	612,000	借入金	239,506	支払承諾	1,124	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,189,802百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,705</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">880,012</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,308,153</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">844</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">833</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">343,940</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">280,000</td> </tr> <tr> <td>コマースシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">1,045,543</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,705</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金219,166百万円、買入金銭債権569,862百万円、有価証券6,735,563百万円、貸出金7,562,675百万円及びその他資産5,321百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,692,161百万円、有価証券は4,191,198百万円であり、対応する売現先勘定は3,838,392百万円、債券貸借取引受入担保金は1,424,296百万円あります。</p>		百万円	現金預け金	1,705	有価証券	880,012	貸出金	1,308,153	その他資産	364	有形固定資産	844	無形固定資産	833		百万円	預金	343,940	コールマネー及び売渡手形	280,000	コマースシャル・ペーパー	25,000	借入金	1,045,543	支払承諾	1,705	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,179,735百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">2,124</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,191,568</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">86,330</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,142</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">764</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">378,720</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">610,900</td> </tr> <tr> <td>コマースシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">121,260</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">2,124</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金113,293百万円、買入金銭債権568,156百万円、有価証券2,633,225百万円、貸出金6,008,650百万円及びその他資産5,707百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,894,235百万円であり、対応する売現先勘定は3,937,974百万円、債券貸借取引受入担保金は1,897,372百万円あります。</p>		百万円	現金預け金	2,124	有価証券	1,191,568	貸出金	86,330	その他資産	34	有形固定資産	1,142	無形固定資産	764		百万円	預金	378,720	コールマネー及び売渡手形	610,900	コマースシャル・ペーパー	25,000	借入金	121,260	支払承諾	2,124
	百万円																																																																													
現金預け金	1,124																																																																													
有価証券	1,033,700																																																																													
貸出金	208,993																																																																													
その他資産	2,475																																																																													
有形固定資産	662																																																																													
無形固定資産	374																																																																													
	百万円																																																																													
預金	293,359																																																																													
コールマネー及び売渡手形	612,000																																																																													
借入金	239,506																																																																													
支払承諾	1,124																																																																													
	百万円																																																																													
現金預け金	1,705																																																																													
有価証券	880,012																																																																													
貸出金	1,308,153																																																																													
その他資産	364																																																																													
有形固定資産	844																																																																													
無形固定資産	833																																																																													
	百万円																																																																													
預金	343,940																																																																													
コールマネー及び売渡手形	280,000																																																																													
コマースシャル・ペーパー	25,000																																																																													
借入金	1,045,543																																																																													
支払承諾	1,705																																																																													
	百万円																																																																													
現金預け金	2,124																																																																													
有価証券	1,191,568																																																																													
貸出金	86,330																																																																													
その他資産	34																																																																													
有形固定資産	1,142																																																																													
無形固定資産	764																																																																													
	百万円																																																																													
預金	378,720																																																																													
コールマネー及び売渡手形	610,900																																																																													
コマースシャル・ペーパー	25,000																																																																													
借入金	121,260																																																																													
支払承諾	2,124																																																																													

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,533,962百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,406,411百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は63,208,030百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,206,236百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,919百万円 (当中間連結会計期間 圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金929,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,032,094百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,335,089百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 828,050百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金893,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,012,761百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,029,707百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,192,096百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,051百万円 (当連結会計年度 圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金924,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,896,680百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,078,608百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益85,101百万円、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料76,995百万円及び貸出債権等の売却に係る利益4,830百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額151,447百万円、貸出金償却85,709百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価66,711百万円及び株式等償却37,071百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益65,451百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却157,232百万円、貸倒引当金繰入額156,652百万円及び株式等償却121,059百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料152,639百万円及び株式等売却益145,849百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却250,115百万円、株式等償却155,305百万円及びリース業を営む連結子会社に係るリース原価132,564百万円を含んでおります。</p> <p>※4 その他の特別利益は、偶発損失引当金戻入益であります。</p> <p>※5 過年度損益修正損は、平成18年1月1日付での株式会社UFJ銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	—	—	10,257,961	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,614,661	—	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	15.36	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	295,737	その他 利益剰余金	28.83	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成19年9月30日	平成19年11月22日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	43,895	—	10,301,857	注1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合計	10,615,661	43,895	—	10,659,557	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	—	27,000	注2
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	17,700	—	256,700	

（注）1 普通株式の増加43,895千株は、第一回第三種優先株式の一斉取得による増加であります。

2 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種優先株式	80	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	—	—	10,257,961	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
第一回第六種優先株式	—	1,000	—	1,000	注1
合計	10,614,661	1,000	—	10,615,661	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

（注）1 第一回第六種優先株式の増加1,000千株は、三菱UFJ信託銀行株式会社の貸出事業等の一部を吸収分割により承継したことに伴う新株の発行であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	15.36	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	295,737	28.83	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年9月30日	平成19年11月22日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	その他 利益剰余金	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種 優先株式	80	その他 利益剰余金	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在
百万円	百万円	百万円
現金預け金勘定 10,458,084	現金預け金勘定 7,945,518	現金預け金勘定 9,127,750
定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 7,644,200$	定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 4,646,765$	定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 5,581,170$
現金及び 現金同等物 2,813,884	現金及び 現金同等物 3,298,752	現金及び 現金同等物 3,546,580

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>168,958百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>134,509百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>303,468百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>83,522百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>68,176百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151,699百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>85,134百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>66,296百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151,430百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	168,958百万円	無形固定資産	134,509百万円	合計	303,468百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	83,522百万円	無形固定資産	68,176百万円	合計	151,699百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	301百万円	無形固定資産	37百万円	合計	338百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	85,134百万円	無形固定資産	66,296百万円	合計	151,430百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く) (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>125,895百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>124,148百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>250,043百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>72,948百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>77,925百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>150,873百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>52,947百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>46,222百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>99,170百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	125,895百万円	無形固定資産	124,148百万円	合計	250,043百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	72,948百万円	無形固定資産	77,925百万円	合計	150,873百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	52,947百万円	無形固定資産	46,222百万円	合計	99,170百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>49百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>152,843百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>134,510百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>287,403百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>78,047百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>76,946百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>155,034百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>74,495百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>57,526百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>132,031百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		建物	49百万円	その他の有形固定資産	152,843百万円	ソフトウェア	134,510百万円	合計	287,403百万円	減価償却累計額相当額		建物	40百万円	その他の有形固定資産	78,047百万円	ソフトウェア	76,946百万円	合計	155,034百万円	減損損失累計額相当額		その他の有形固定資産	301百万円	ソフトウェア	37百万円	合計	338百万円	年度末残高相当額		建物	9百万円	その他の有形固定資産	74,495百万円	ソフトウェア	57,526百万円	合計	132,031百万円
取得価額相当額																																																																																																								
有形固定資産	168,958百万円																																																																																																							
無形固定資産	134,509百万円																																																																																																							
合計	303,468百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
有形固定資産	83,522百万円																																																																																																							
無形固定資産	68,176百万円																																																																																																							
合計	151,699百万円																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																								
有形固定資産	301百万円																																																																																																							
無形固定資産	37百万円																																																																																																							
合計	338百万円																																																																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																								
有形固定資産	85,134百万円																																																																																																							
無形固定資産	66,296百万円																																																																																																							
合計	151,430百万円																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																								
有形固定資産	125,895百万円																																																																																																							
無形固定資産	124,148百万円																																																																																																							
合計	250,043百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
有形固定資産	72,948百万円																																																																																																							
無形固定資産	77,925百万円																																																																																																							
合計	150,873百万円																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																								
有形固定資産	—百万円																																																																																																							
無形固定資産	—百万円																																																																																																							
合計	—百万円																																																																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																								
有形固定資産	52,947百万円																																																																																																							
無形固定資産	46,222百万円																																																																																																							
合計	99,170百万円																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																								
建物	49百万円																																																																																																							
その他の有形固定資産	152,843百万円																																																																																																							
ソフトウェア	134,510百万円																																																																																																							
合計	287,403百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
建物	40百万円																																																																																																							
その他の有形固定資産	78,047百万円																																																																																																							
ソフトウェア	76,946百万円																																																																																																							
合計	155,034百万円																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																								
その他の有形固定資産	301百万円																																																																																																							
ソフトウェア	37百万円																																																																																																							
合計	338百万円																																																																																																							
年度末残高相当額																																																																																																								
建物	9百万円																																																																																																							
その他の有形固定資産	74,495百万円																																																																																																							
ソフトウェア	57,526百万円																																																																																																							
合計	132,031百万円																																																																																																							

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 46,033百万円 1年超 108,095百万円 合計 154,128百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうち的主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 271百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 25,975百万円 リース資産減損勘定の取崩額 67百万円 減価償却費相当額 25,306百万円 支払利息相当額 624百万円 減損損失 338百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 37,017百万円 1年超 63,946百万円 合計 100,964百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 21,339百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 20,781百万円 支払利息相当額 455百万円 減損損失 一百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 44,580百万円 1年超 90,010百万円 合計 134,590百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定年度末残高 203百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 51,401百万円 リース資産減損勘定取崩額 135百万円 減価償却費相当額 50,078百万円 支払利息相当額 1,180百万円 減損損失 338百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 512,666百万円 無形固定資産 66,194百万円 合計 578,861百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 225,598百万円 無形固定資産 28,217百万円 合計 253,816百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 287,067百万円 無形固定資産 37,977百万円 合計 325,044百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 115,879百万円 1年超 242,922百万円 合計 358,801百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額のうち中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 61,530百万円 減価償却費 52,802百万円 	—	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 510,619百万円 その他の無形固定資産 70,189百万円 合計 580,808百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 228,337百万円 その他の無形固定資産 30,082百万円 合計 258,420百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産 282,281百万円 その他の無形固定資産 40,106百万円 合計 322,388百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 115,968百万円 1年超 238,327百万円 合計 354,295百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額のうち年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 123,275百万円 減価償却費 106,043百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 24,884百万円 1年超 104,140百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 129,024百万円 (貸手側) <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 4,890百万円 1年超 26,047百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 30,937百万円 	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 23,546百万円 1年超 79,383百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 102,930百万円 (貸手側) <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,952百万円 1年超 38,957百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 43,910百万円 	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 28,690百万円 1年超 86,492百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 115,183百万円 (貸手側) <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 8,423百万円 1年超 22,150百万円 <li style="border-top: 1px solid black;">合計 30,573百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	2,034,500	2,028,829	△5,670
その他	190,982	191,281	298
外国債券	26,015	26,314	299
その他	164,967	164,966	△0
合計	2,225,482	2,220,111	△5,371

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,820,297	5,942,067	2,121,770
債券	15,682,032	15,603,139	△78,892
国債	14,359,218	14,285,647	△73,570
地方債	192,351	192,088	△263
社債	1,130,462	1,125,403	△5,058
その他	11,099,283	11,176,485	77,202
外国株式	91,876	220,399	128,523
外国債券	6,271,498	6,195,451	△76,047
その他	4,735,908	4,760,634	24,726
合計	30,601,612	32,721,693	2,120,080

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は244百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成19年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	14,495
その他有価証券	
国内株式	322,488
社債	3,616,626
外国株式	71,795
外国債券	143,771

II 当中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,075,006	1,071,173	△3,832
その他	242,516	243,279	763
外国債券	20,464	21,227	763
その他	222,052	222,052	—
合計	1,317,522	1,314,453	△3,069

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,614,279	4,020,030	405,750
債券	14,749,914	14,751,411	1,496
国債	12,997,445	12,998,377	932
地方債	271,520	272,718	1,198
社債	1,480,949	1,480,315	△633
その他	10,202,773	9,505,338	△697,435
外国株式	96,143	124,538	28,395
外国債券	5,729,517	5,663,148	△66,369
その他	4,377,112	3,717,651	△659,460
合計	28,566,968	28,276,780	△290,188

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は8,494百万円（費用）であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
国内株式	326,769
社債	3,364,958
外国株式	72,372
外国債券	318,250

III 前連結会計年度末

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,427,239	1,364

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,825,242	1,826,214	972	2,967	1,995
外国債券	19,325	20,365	1,039	1,259	220
その他	115,844	115,844	△0	—	0
合計	1,960,412	1,962,424	2,011	4,227	2,216

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,741,630	4,571,886	830,256	1,154,427	324,170
国内債券	14,281,673	14,248,476	△33,196	56,982	90,179
国債	12,740,108	12,693,839	△46,268	42,342	88,610
地方債	188,400	192,088	3,688	3,848	160
社債	1,353,164	1,362,548	9,383	10,792	1,408
外国株式	86,176	182,420	96,243	96,243	—
外国債券	6,620,568	6,602,232	△18,335	47,066	65,402
その他	4,618,443	4,255,136	△363,307	23,499	386,806
合計	29,348,492	29,860,154	511,661	1,378,220	866,558

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は13,961百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	42,131,495	257,526	104,490

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	12,886
その他有価証券	
国内株式	341,558
社債	3,433,556
外国株式	69,814
外国債券	243,430

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	8,382,855	5,056,555	3,856,608	2,215,686
国債	7,673,452	2,276,462	2,897,123	1,672,043
地方債	5,253	84,685	104,363	3,440
社債	704,149	2,695,406	855,121	540,202
外国債券	475,665	2,272,595	682,990	2,728,761
その他	207,691	282,399	1,166,656	2,583,658
合計	9,066,212	7,611,549	5,706,256	7,528,106

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	7,485	8,320	835

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	219,230	220,028	798

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	72,389	△9,671

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び 満期保有目的 以外の金銭の 信託	216,950	217,951	1,001	1,091	89

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,139,838
その他有価証券	2,139,003
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	835
繰延税金負債	△868,777
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,271,061
少数株主持分相当額	△10,471
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△4,688
その他有価証券評価差額金	1,255,900

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額244百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額18,678百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△270,930
その他有価証券	△271,729
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	798
繰延税金資産	39,431
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△231,499
少数株主持分相当額	9,472
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△14,843
その他有価証券評価差額金	△236,869

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額8,494百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,964百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	537,952
その他有価証券	536,950
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	1,001
繰延税金負債	△253,152
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	284,799
少数株主持分相当額	△7,966
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9,955
その他有価証券評価差額金	266,877

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額13,961百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,327百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	15,824,270	2,026	2,026
	金利オプション	22,210,499	127	317
店頭	金利先渡契約	3,612,150	176	176
	金利スワップ	559,304,277	161,540	161,540
	スワップション	25,583,190	2,981	9,791
	その他	7,434,068	4,670	6,603
	合計		167,470	175,767

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	13,263	45	45
店頭	通貨スワップ	40,370,641	44,283	44,283
	為替予約	77,610,175	214,292	214,292
	通貨オプション	35,087,612	153,229	10,751
	合計		16,734	159,212

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	1,464,788	44	44
	債券先物オプション	141,371	5	6
店頭	債券店頭オプション	80,000	4	4
	合計		53	55

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物			
店頭	商品スワップ	804,202	4,098	4,098
	商品オプション	227,125		
	合計		4,098	4,098

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	9,104,143	321	321

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	707		14

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	7,164,474	984	984
	金利オプション	6,654,768	402	184
店頭	金利先渡契約	5,044,998	280	280
	金利スワップ	464,029,858	243,053	243,053
	金利オプション	49	0	0
	スワップション	12,678,932	6,057	9,060
	その他	5,254,638	2,998	6,018
	合計		251,245	257,051

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	375,022	193	193
店頭	通貨スワップ	35,794,417	185,855	185,855
	為替予約	83,496,477	146,158	146,158
	通貨オプション	34,017,675	95,311	242,183
	合計		55,807	202,679

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	1,545,874	907	907
	債券先物オプション	257,013	951	663
店頭	債券店頭オプション			
	合計		1,859	1,571

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物			
店頭	商品スワップ	936,219	5,085	5,085
	商品オプション	371,402		15
	合計		5,085	5,101

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	9,349,227	39,447	39,447

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	498		10

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク(保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	売建	5,518,416	929,676	10,588	10,588
		買建	4,547,948	617,079	6,007	6,007
	金利オプション	売建	5,564,080		4,706	2,823
		買建	4,631,136		4,469	2,647
店頭	金利先渡契約	売建	3,590,693		600	600
		買建	2,481,185		800	800
	金利スワップ	受取固定・支払変動	261,780,227	188,840,113	3,990,755	3,990,755
		受取変動・支払固定	249,296,077	181,652,522	3,591,624	3,591,624
		受取変動・支払変動	35,486,015	21,654,745	100,252	100,252
		受取固定・支払固定	652,246	504,346	1,779	1,779
	金利スワップション	売建	8,595,085	4,850,592	131,641	101,126
		買建	7,763,497	4,745,416	134,356	111,510
	その他	売建	3,297,279	2,638,590	10,531	2,497
		買建	2,988,723	2,251,406	15,545	11,373
合計					299,809	311,402

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	5,593		23	23
		買建	6,610			
店頭	通貨スワップ		35,465,668	27,496,940	246,068	246,068
	為替予約	売建	33,545,550	426,394	622,508	622,508
		買建	37,088,061	535,605	554,666	554,666
	通貨オプション	売建	17,858,508	9,264,924	709,942	24,376
買建		16,860,913	8,540,794	903,172	366,291	
合計					14,978	163,664

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	727,929		100	100
		買建	587,780		1,977	1,977
	債券先物 オプション	売建	73,041		340	106
		買建	111,433		646	32
店頭	債券店頭 オプション	売建				
		買建				
合計					2,182	1,950

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建				
		買建				
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	255,723	192,379	161,782	161,782
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	410,873	337,305	165,877	165,877
	商品オプ ション	売建	100,389	50,103	5,892	5,376
		買建	100,389	50,103	5,892	5,410
合計					4,095	4,129

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,991,404	3,627,035	92,778	92,778
		買建	5,399,892	4,924,987	136,606	136,606
合計					43,827	43,827

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	144	24	10	23
		買建	144	24	10	8
合計						14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	3,753
付与	—	—	—
失効	—	—	111
権利確定	—	—	3,642
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,185	846	—
権利確定	—	—	3,642
権利行使	3,375	333	—
失効	27	—	—
未行使残	783	513	3,642

単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） （注）1	117,000	135,486	—
付与日における公正な 評価単価（注）2	—	—	—

- （注）1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
- 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,246,933	219,073	89,730	2,555,737	—	2,555,737
(2) セグメント間の内部 経常収益	11,976	5,911	14,216	32,104	(32,104)	—
計	2,258,910	224,984	103,947	2,587,842	(32,104)	2,555,737
経常費用	1,887,475	278,704	101,029	2,267,210	(37,091)	2,230,118
経常利益 (△は経常損失)	371,435	△53,720	2,917	320,632	4,986	325,618

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常利益は542百万円増加しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,093,008	145,647	2,238,656	—	2,238,656
(2) セグメント間の内部 経常収益	10,035	8,220	18,255	(18,255)	—
計	2,103,044	153,867	2,256,911	(18,255)	2,238,656
経常費用	1,978,562	143,128	2,121,691	(18,167)	2,103,523
経常利益	124,481	10,738	135,220	(88)	135,132

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「クレジットカード業」の区分につきましては、平成20年8月に連結子会社の三菱UFJニコス株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で2,493百万円減少し、経常費用は「銀行業」で7,218百万円、「その他」で2,493百万円減少し、経常利益は「銀行業」で7,218百万円増加しております。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で671百万円、「その他」で57,421百万円減少し、経常費用は「銀行業」で778百万円、「その他」で57,526百万円減少し、経常利益は「銀行業」で106百万円、「その他」で105百万円増加しております。

6 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、「その他」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,433,970	456,743	192,916	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の 内部経常収益	27,834	15,960	27,832	71,628	(71,628)	—
計	4,461,805	472,704	220,749	5,155,259	(71,628)	5,083,631
経常費用	3,719,745	487,393	209,561	4,416,700	(127,478)	4,289,221
経常利益(△は経常損失)	742,059	△14,688	11,188	738,558	55,850	794,409
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	152,187,297	4,020,895	1,109,295	157,317,488	(1,515,506)	155,801,981
減価償却費	157,711	23,014	104,031	284,758	—	284,758
資本的支出	272,821	25,047	132,458	430,328	—	430,328

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「銀行業」で10,309百万円、「クレジットカード業」で9百万円、「その他」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、「その他」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「銀行業」で1,932百万円、「クレジットカード業」で79百万円、「その他」で0百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「クレジットカード業」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,808,863	409,322	3,813	170,537	163,201	2,555,737	—	2,555,737
(2) セグメント間の 内部経常収益	69,557	32,442	86,462	35,821	37,986	262,270	(262,270)	—
計	1,878,420	441,764	90,276	206,359	201,187	2,818,008	(262,270)	2,555,737
経常費用	1,676,760	375,739	66,731	194,937	171,065	2,485,234	(255,115)	2,230,118
経常利益	201,660	66,025	23,544	11,421	30,121	332,774	(7,155)	325,618

- (注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
- 3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更
当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。
なお、この変更により、経常利益は542百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,547,503	341,318	6,392	169,040	174,400	2,238,656	—	2,238,656
(2) セグメント間の 内部経常収益	64,048	15,613	67,385	46,626	24,462	218,137	(218,137)	—
計	1,611,552	356,932	73,778	215,666	198,863	2,456,793	(218,137)	2,238,656
経常費用	1,608,632	330,361	46,905	193,613	143,457	2,322,970	(219,446)	2,103,523
経常利益	2,919	26,571	26,872	22,053	55,405	133,822	1,309	135,132

- (注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
- 3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い
実務対応報告第18号が平成20年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で2,493百万円減少し、経常費用は「北米」で1,003百万円増加し、「欧州・中近東」で2,176百万円、「アジア・オセアニア」で8,539百万円減少し、経常利益は「北米」で1,003百万円、「欧州・中近東」で317百万円減少し、「アジア・オセアニア」で8,539百万円増加しております。
- 4 リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方によった場合と比較して、経常収益は58,092百万円減少し、経常費用は58,305百万円減少し、経常利益は212百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「北米」で1百万円、「欧州・中近東」で30百万円、「アジア・オセアニア」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対す る経常収益	3,639,690	782,863	11,045	327,959	322,072	5,083,631	—	5,083,631
(2) セグメント間の 内部経常収益	152,856	58,202	155,548	78,052	62,193	506,852	(506,852)	—
計	3,792,547	841,065	166,593	406,011	384,265	5,590,484	(506,852)	5,083,631
経常費用	3,319,812	702,799	114,132	380,105	315,664	4,832,514	(543,292)	4,289,221
経常利益	472,734	138,266	52,461	25,906	68,601	757,969	36,439	794,409
II 資産	133,664,207	15,909,720	3,809,325	10,606,332	9,748,730	173,738,315	(17,936,334)	155,801,981

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「日本」で10,226百万円、「北米」で6百万円、「中南米」で0百万円、「欧州・中近東」で86百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更には時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「北米」で1百万円、「欧州・中近東」で30百万円、「アジア・オセアニア」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。

なお、これにより経常費用は「日本」で1,982百万円、「北米」で18百万円、「欧州・中近東」で5百万円、「アジア・オセアニア」で6百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により「日本」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	746,874
II 連結経常収益	2,555,737
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	29.2

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	691,152
II 連結経常収益	2,238,656
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	30.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,443,940
II 連結経常収益	5,083,631
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.4

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成19年9月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は145,328百万円、負債総額(単純合算)は145,037百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当行及び当行の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

	主な取引の金額 又は当中間連結会計 期間末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	228	分配益	6
回収サービス業務取引高(注2)	2,277	回収サービス業務収益	2,277

(注)1 平成19年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、185,459百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(24,243百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」にて記載した特別目的会社との取引金額等について記載しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社（主にケイマンに設立された会社）を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成20年3月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は76,054百万円、負債総額（単純合算）は75,940百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当行及び当行の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の金額 又は当連結会計年度 末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	38	分配益	79
回収サービス業務取引高(注2)	3,571	回収サービス業務収益	3,571

(注) 1 平成20年3月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、93,820百万円であります。

また、当該劣後受益権等に係る分配益(38,806百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」に記載した特別目的会社3社との取引金額等のほか、損益につきましては当連結会計年度中に取引のあった類似の取引形態の特別目的会社4社との取引金額等を含めて記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 UF J ニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UF J ニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UF J ニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUF J ニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

(1) 発生したのれんの金額 3,244百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額 13,050百万円

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 株式交換完全親会社(分離先企業)の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

(2) 株式交換完全子会社(分離した事業)の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(3) 事業分離の法的形式

株式交換

(4) 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

3. 株式交換の方法および内容

(1) 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFG

の普通株式を割当交付しました。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

(イ) 株式の種類別の交換比率

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス普通株式0.37

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス第1種株式1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUFGは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

4. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、三菱UFJニコスが含まれていた事業区分の名称

クレジットカード業

5. 当中間連結会計期間の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813百万円
経常費用	90,095百万円
経常利益	3,717百万円

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(パーチェス法の適用)

当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施し、同社の株式100,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当行の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.45%となりました。

また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式(端株を除く)を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第1部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結子会社となりました。

なお、本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しております。

1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社
(2) 事業の内容	証券業
(3) 規模	資本金 7,196百万円(平成19年9月30日現在)
	総資産 460,001百万円(平成19年9月30日現在)
	従業員数 83名(平成19年9月30日現在)

(4) 企業結合を行った主な理由

オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとする事により、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。

(5) 企業結合日 平成19年12月27日

(6) 企業結合の法的形式 株式取得

(7) 取得した議決権比率 13.75%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 23,447百万円

(内訳)

株式取得代価 23,366百万円

取得に直接要した支出額 81百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 29,841百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

5. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 460,001百万円

うち預託金 234,294百万円

うち信用取引資産 144,077百万円

(2) 負債の額 負債合計 422,931百万円

うち受入保証金 124,192百万円

うち信用取引負債 85,127百万円

(共通支配下の取引等)

当行の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

(ロ) 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

- (1) 発生したのれんの金額 3,244百万円
- (2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。
- (3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却
- (4) 持分変動利益の金額 13,050百万円

（事業分離）

当行の連結子会社であるUnion Bank of California N.A.（以下「UBOC」という）は、平成19年11月29日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Incと売買契約を締結し、同年12月31日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Prudential Financial, Incの子会社であるPrudential Retirement

(2) 分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

(3) 事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

(4) 事業分離日

平成19年12月31日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益 10,810百万円

（内訳）

事業譲渡対価 11,516百万円

無形固定資産 706百万円

子会社による事業売却益 10,810百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料239百万円を差引いております。

3. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、当該分離した事業が含まれていた事業区分の名称

銀行業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益 6,037百万円

経常費用 5,984百万円

経常利益 52百万円

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	663円99銭	529円02銭	587円12銭
1株当たり中間(当期) 純利益金額	15円64銭	17円00銭	56円93銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	15円61銭	16円96銭	56円79銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	164,140	175,142	591,452
普通株主に帰属 しない金額	百万円	3,635	508	7,382
うち優先配当額	百万円	3,635	508	7,382
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	160,505	174,634	584,070
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	10,257,961	10,272,593	10,257,961
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	140	△0	281
うち優先配当額	百万円	140	—	281
普通株式増加数	千株	31,355	20,903	31,355
うち優先株式	千株	31,355	20,903	31,355
希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定 に含めなかった潜在株 式等の概要		第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000 千株)	第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000 千株) 第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000 千株) 連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株 式会社 新株予約権(ストック・ オプション) ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成20年9月末現在 個数 1,102個	第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000 千株) 第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000 千株) 連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株 式会社 新株予約権(ストック・ オプション) ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成20年3月末現在 個数 1,214個

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	8,694,532	7,267,061	7,985,225
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	1,883,287	1,817,144	1,962,529
うち少数株主持分	百万円	1,576,551	1,560,936	1,649,981
うち優先株式	百万円	303,100	255,700	308,800
うち優先配当額	百万円	3,635	508	3,747
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産額	百万円	6,811,245	5,449,916	6,022,696
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	10,257,961	10,301,857	10,257,961

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
<p>1. 三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資 当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下三菱UFJニコス)、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下MUFG)は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。 (第三者割当増資の概要) (1) 募集または割当方法 第三者割当 (2) 発行新株式数 普通株式 400,000,000株 発行価額 1株につき300円 発行価額の総額 1,200億円 資本組入額 増加する資本金の額 600億円 増加する資本準備金の額 600億円 (3) 申込期間 平成19年11月6日 (4) 払込期日 平成19年11月6日 (5) 取引の目的を含む取引の概要 三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。 三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする 三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること 銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること 三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること (6) なお、本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p>	<p>1. 公開買付けによるユニオンバンカル・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了 当行は、平成20年8月12日開催の取締役会において、当行の連結子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンカル・コーポレーション(UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付け(以下「本公開買付け」という)を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。 本公開買付けの結果、当行は下記の通りUNBCの普通株式を取得いたしました。 買付期間 平成20年8月29日から平成20年9月26日まで なお、買付けた普通株式は平成20年10月1日より決済を行い、持分の増加を認識しております。 (いずれも米国東部時間) 買付株数 46,113,521株 買付後の議決権比率 97.35% 買付価格 1株当たり 73ドル50セント 取得価額総額 3,389百万ドル (360,310百万円) 全て当行手元資金で賄っております。 なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。 (1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的 海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。 このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア(Union Bank of California N.A.)を有しております。 かかる状況下、当行では米国戦略</p>	<p>1. 優先証券の償還 当行は、平成20年4月28日の取締役会において、以下のとおり、当行の連結子会社であるTokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行した以下の優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。 (1) 償還する優先証券の概要</p> <table border="1" data-bbox="1034 539 1449 1151"> <tr> <td data-bbox="1034 539 1145 584">発行体</td> <td data-bbox="1145 539 1449 584">Tokai Preferred Capital Company L.L.C.</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 584 1145 719">発行証券の種類</td> <td data-bbox="1145 584 1449 719">配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 719 1145 853">償還期限</td> <td data-bbox="1145 719 1449 853">永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 853 1145 987">配当</td> <td data-bbox="1145 853 1449 987">非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 987 1145 1032">発行総額</td> <td data-bbox="1145 987 1449 1032">10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1032 1145 1077">払込日</td> <td data-bbox="1145 1032 1449 1077">平成10年3月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1077 1145 1122">償還対象総額</td> <td data-bbox="1145 1077 1449 1122">10億米ドル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1122 1145 1151">償還金額</td> <td data-bbox="1145 1122 1449 1151">1券面当たり1,000米ドル</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成20年6月30日 (3) その他 当行は、平成20年6月23日の取締役会において、平成21年3月末を目処に、Tokai Preferred Capital Company L.L.C.の清算手続をすすめていくことを決議いたしました。 2. 子会社の株式交換 当行の連結子会社でクレジットカード業を営む三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成19年9月20日締結の基本合意に基づき、平成20年5月28日、同日開催された両社の取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。 本株式交換契約は、三菱UFJニコスにおいては平成20年6月27日開催の定時株主総会および各種類株主総会において承認されております。なお、MUFGにおいては、会社法第796条第3項本文の規定により、株主総会の承認を得ることなく行わ</p>	発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.	発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。	配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。	発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)	払込日	平成10年3月26日	償還対象総額	10億米ドル	償還金額	1券面当たり1,000米ドル
発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.																	
発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																	
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。																	
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。																	
発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)																	
払込日	平成10年3月26日																	
償還対象総額	10億米ドル																	
償還金額	1券面当たり1,000米ドル																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>2. 連結範囲の変更を伴う株式取得 当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の関連会社であるカブドットコム証券株式会社（以下、カブドットコム証券）の普通株式を、100,000株を上限として公開買付け（以下、本公開買付け）によって取得することを決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施いたしました。</p> <p>また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFG）、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式（端株を除く）を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第1部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。</p> <p>以上の結果、当行が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は40.45%となりました。カブドットコム証券の取締役の過半数を、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結子会社となりました。なお本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社 事業の内容 証券業 規模 資本金 7,196百万円 (平成19年9月30日現在) 総資産 460,001百万円 (平成19年9月30日現在) 従業員数 83名 (平成19年9月30日現在) 企業結合を行った主な理由 オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドット</p>	<p>強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>UNBCの概要 商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル (平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株 (平成20年9月30日現在) 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化 平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>なお、本公開買付け等に伴う当行持分比率の増加により、当行の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p> <p>2. 優先株式の処分 当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に平成20年10月30日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集)を決議し、平成20年11月18日に当該優先株式の処分を実施いたしました。</p> <p>なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件として</p>	<p>れます。</p> <p>株式交換の目的、方法および内容、効力発生日につきましては、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株式交換の目的 平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。</p> <p>この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間で本株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(2) 株式交換の方法および内容 株式交換の方法 MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFGの普通株式を割当交付します。</p> <p>株式交換の内容 a 株式の種類および交換比率</p> <table border="1" data-bbox="1045 1568 1436 1792"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>MUFG (株式交換完全親会社)</th> <th colspan="2">三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> <td>第1種株式</td> </tr> <tr> <td>株式交換比率</td> <td>1</td> <td>0.37</td> <td>1.39</td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱UFJニコスの普通株式1株につきMUFGの普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につきMUFGの普通株式1.39株が、それぞれ三菱UFJニコスの株主に交付されます。</p>	会社名	MUFG (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)		株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式	株式交換比率	1	0.37	1.39
会社名	MUFG (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)												
株式の種類	普通株式	普通株式	第1種株式											
株式交換比率	1	0.37	1.39											

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
<p>コム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとするにより、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUF Gとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUF Gグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。</p> <p>企業結合日 平成19年12月27日 結合の法的形式 株式取得 取得した議決権比率 13.75%</p> <p>(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <p>カブドットコム証券の株式 23,366百万円 取得に直接要した支出額 81百万円</p> <p>3. 優先出資証券の償還</p> <p>当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。</p> <p>(1) 償還する優先出資証券の概要</p> <table border="1" data-bbox="167 1299 574 1881"> <tr> <td>発行体</td> <td colspan="2">UFJ Preferred Capital 1 Limited</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券の種類</td> <td>シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券</td> <td>シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td colspan="2">永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動 配当</td> <td>非累積型・固定 配当</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>945億円</td> <td>115億円</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成14年9月26日</td> <td>平成14年9月26日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>945億円</td> <td>115億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td colspan="2">1証券につき1,000万円</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成20年1月25日</p> <p>4. 優先出資証券の発行</p> <p>当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に</p>	発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		証券の種類	シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券	シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。		償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。		配当	非累積型・変動 配当	非累積型・固定 配当	発行総額	945億円	115億円	払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	償還対象総額	945億円	115億円	償還金額	1証券につき1,000万円		<p>おりましたが、会社法第319条第1項及び第325条の規定に基づき、平成20年10月31日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議及び種類株主総会決議があったものとみなされております。</p> <p>(1) 処分の方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。</p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 第一回第七種優先株式 156,000,000株</p> <p>(3) 処分価格(払込金額) 1株につき 2,500円</p> <p>(4) 処分価額の総額 390,000,000,000円</p> <p>(5) 払込期日(受渡年月日) 平成20年11月18日</p> <p>(6) 優先配当金 当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき年115円(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円)の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(7) 取得条項 当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</p> <p>(8) 資金の使途 一般事業資金に充当する。</p>	<p>b 株式交換比率の算定方法</p> <p>本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUF Gは野村證券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両者間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。</p> <p>(3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日(予定)</p> <p>3. 子会社の経営統合に関する基本合意</p> <p>当行の連結子会社である株式会社泉州銀行は、平成20年2月22日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議いたしました。</p> <p>なお、平成20年5月30日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結いたしました。</p>
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																											
証券の種類	シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券	シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券																										
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																											
償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。																											
配当	非累積型・変動 配当	非累積型・固定 配当																										
発行総額	945億円	115億円																										
払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日																										
償還対象総額	945億円	115億円																										
償還金額	1証券につき1,000万円																											

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
<p>当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日に普通株式の払込が完了いたしました。</p> <p>発行した優先出資証券の概要は以下の通りであります。なお、本優先出資証券は、B I S 自己資本比率規制における基本的項目に算入しております。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 521 252 645">発行体</td> <td data-bbox="252 521 579 645">BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> </table>	発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社		
発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 656 252 701">証券の種類</td> <td data-bbox="252 656 579 701">円建 配当金非累積型 永久優先出資証券</td> </tr> </table>	証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券		
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 712 252 745">発行総額</td> <td data-bbox="252 712 579 745">1,500億円</td> </tr> </table>	発行総額	1,500億円		
発行総額	1,500億円			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 757 252 835">配当率</td> <td data-bbox="252 757 579 835">年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動</td> </tr> </table>	配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動		
配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 846 252 869">払込日</td> <td data-bbox="252 846 579 869">平成19年12月13日</td> </tr> </table>	払込日	平成19年12月13日		
払込日	平成19年12月13日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 880 252 913">資金使途</td> <td data-bbox="252 880 579 913">当行への劣後特約付貸付金に充当</td> </tr> </table>	資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当		
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 925 252 1025">優先順位</td> <td data-bbox="252 925 579 1025">本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。</td> </tr> </table>	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。		
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。			

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という)は、平成20年2月22日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議し、平成20年5月30日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結しております。</p> <p>なお、泉州銀行と池田銀行は、平成20年11月25日に開催した両行の取締役会において、平成21年4月1日を目処としていた経営統合の日程を平成21年10月1日に変更することを決議いたしました。</p>	<p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。</p> <p>(第三者割当増資の概要)</p> <p>(1) 募集または割当方法 第三者割当</p> <p>(2) 発行新株式数 普通株式 400,000,000株 発行価額 1株につき300円 発行価額の総額 1,200億円 資本組入額 増加する資本金の額 600億円 増加する資本準備金の額 600億円</p> <p>(3) 申込時期 平成19年11月6日 (4) 払込期日 平成19年11月6日 (5) 取引の目的を含む取引の概要 三菱UFJニコスおよびMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする 三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること 銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること 三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部						
現金預け金	7	10,255,187	7	7,985,294	7	9,004,369
コールローン		683,648		554,331		656,874
買現先勘定	2	271,967	2	41,097	2	283,826
債券貸借取引支払保証金	2	1,546,785	2	3,544,509	2	4,874,657
買入手形		-		-		226,200
買入金銭債権	7	3,799,199	7	3,317,588	7	3,602,885
特定取引資産	7	4,237,453	7	8,411,407	7	4,785,724
金銭の信託		123,486		70,275		77,137
有価証券	1, 2, 7, 15	35,946,417	1, 2, 7, 15	31,106,307	1, 2, 7, 15	33,191,095
投資損失引当金		123,631		92,254		85,776
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	68,759,103	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	72,228,207	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	70,397,804
外国為替	2	1,389,420	2	1,641,257	2	1,224,907
その他資産		2,478,798		4,280,265		3,184,526
有形固定資産	9, 10, 14	965,908	9, 10, 14	936,956	9, 10, 14	959,984
無形固定資産		323,280		330,689		356,365
繰延税金資産		203,473		993,654		693,629
支払承諾見返	15	7,140,097	15	7,431,818	15	6,867,725
貸倒引当金		791,866		674,415		640,596
資産の部合計		137,208,731		142,106,991		139,661,343
負債の部						
預金		99,029,905		99,767,246		101,861,554
譲渡性預金		5,004,763		5,561,932		5,420,058
コールマネー	7	1,704,743	7	1,808,065	7	1,528,706
売現先勘定	7	2,948,214	7	3,726,524	7	3,832,129
債券貸借取引受入担保金	7	3,099,857	7	1,382,950	7	2,487,240
特定取引負債		748,235		4,149,558		1,171,412
借入金	2, 7, 11	4,366,024	2, 7, 11	4,646,501	2, 7, 11	4,115,106
外国為替	2	825,444	2	995,640	2	991,260
短期社債		289,300		-		42,200
社債	12	3,169,656	12	3,180,478	12	3,066,197
その他負債		1,681,340		3,799,340		1,882,799
未払法人税等				11,301		10,568
リース債務				512		
その他の負債				3,787,527		
賞与引当金		16,056		16,669		16,969
役員賞与引当金		-		43		140
退職給付引当金		10,801		10,343		10,232
ポイント引当金		-		703		403
偶発損失引当金		86,641		39,252		75,514
特別法上の引当金		13 31		13 31		13 31
再評価に係る繰延税金負債	14	196,946	14	189,933	14	191,788
支払承諾	7, 15	7,140,097	7, 15	7,431,818	7, 15	6,867,725
負債の部合計		130,318,060		136,707,035		133,561,471

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	996,973	996,973	996,973
資本剰余金	2,767,590	2,773,290	2,773,290
資本準備金	2,767,590	2,773,290	2,773,290
利益剰余金	1,656,486	1,571,848	1,728,082
利益準備金	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金	1,466,442	1,381,804	1,538,037
行員退職手当基金	2,432	2,432	2,432
別途積立金	718,196	718,196	718,196
繰越利益剰余金	745,813	661,175	817,408
株主資本合計	5,421,050	5,342,112	5,498,345
その他有価証券評価差額金	1,270,635	193,236	289,078
繰延ヘッジ損益	39,904	22,464	81,114
土地再評価差額金	14 238,889	14 228,616	14 231,333
評価・換算差額等合計	1,469,620	57,843	601,526
純資産の部合計	6,890,670	5,399,955	6,099,871
負債及び純資産の部合計	137,208,731	142,106,991	139,661,343

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	1,941,878	1,769,495	3,810,444
資金運用収益	1,379,950	1,261,737	2,680,964
(うち貸出金利息)	794,108	782,614	1,568,346
(うち有価証券利息配当金)	330,818	270,081	629,512
役務取引等収益	260,936	258,714	510,702
特定取引収益	99,129	49,428	219,199
その他業務収益	101,658	123,099	245,685
その他経常収益	※1 100,203	※1 76,515	※1 153,891
経常費用	1,669,695	1,731,602	3,243,157
資金調達費用	764,806	597,464	1,446,494
(うち預金利息)	370,097	287,204	694,231
役務取引等費用	64,049	65,992	128,197
特定取引費用	832	1,281	—
その他業務費用	72,878	105,569	156,008
営業経費	※2 564,774	※2 565,768	※2 1,139,407
その他経常費用	※3 202,353	※3 395,526	※3 373,049
経常利益	272,183	37,892	567,287
特別利益	※4 32,712	※4 65,387	※4 160,635
特別損失	※5 10,594	※5 54,580	※5 40,868
税引前中間純利益	294,301	48,699	687,054
法人税、住民税及び事業税	18,035	8,213	23,917
還付法人税等	—	—	9,107
法人税等調整額	88,196	15,470	121,258
法人税等合計		23,683	
中間純利益	188,069	25,016	550,985

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	996,973	996,973	996,973
当中間期末残高	996,973	996,973	996,973
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	2,767,590	2,773,290	2,767,590
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
当中間期変動額合計	—	—	5,700
当中間期末残高	2,767,590	2,773,290	2,773,290
資本剰余金合計			
前期末残高	2,767,590	2,773,290	2,767,590
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
当中間期変動額合計	—	—	5,700
当中間期末残高	2,767,590	2,773,290	2,773,290
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	190,044	190,044	190,044
当中間期末残高	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金			
行員退職手当基金			
前期末残高	2,432	2,432	2,432
当中間期末残高	2,432	2,432	2,432
別途積立金			
前期末残高	718,196	718,196	718,196
当中間期末残高	718,196	718,196	718,196
繰越利益剰余金			
前期末残高	717,029	817,408	717,029
当中間期変動額			
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	188,069	25,016	550,985
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
当中間期変動額合計	28,783	△156,233	100,379
当中間期末残高	745,813	661,175	817,408
利益剰余金合計			
前期末残高	1,627,703	1,728,082	1,627,703
当中間期変動額			
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	188,069	25,016	550,985
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
当中間期変動額合計	28,783	△156,233	100,379
当中間期末残高	1,656,486	1,571,848	1,728,082

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本合計			
前期末残高	5,392,266	5,498,345	5,392,266
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	188,069	25,016	550,985
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
当中間期変動額合計	28,783	△156,233	106,079
当中間期末残高	5,421,050	5,342,112	5,498,345
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,435,530	289,078	1,435,530
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△164,894	△482,315	△1,146,452
当中間期変動額合計	△164,894	△482,315	△1,146,452
当中間期末残高	1,270,635	△193,236	289,078
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△46,187	81,114	△46,187
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6,282	△58,650	127,301
当中間期変動額合計	6,282	△58,650	127,301
当中間期末残高	△39,904	22,464	81,114
土地再評価差額金			
前期末残高	240,307	231,333	240,307
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,417	△2,717	△8,974
当中間期変動額合計	△1,417	△2,717	△8,974
当中間期末残高	238,889	228,616	231,333
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,629,650	601,526	1,629,650
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△160,029	△543,682	△1,028,124
当中間期変動額合計	△160,029	△543,682	△1,028,124
当中間期末残高	1,469,620	57,843	601,526
純資産合計			
前期末残高	7,021,917	6,099,871	7,021,917
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	5,700
剰余金の配当	△160,703	△183,966	△459,580
中間純利益	188,069	25,016	550,985
土地再評価差額金の取崩	1,417	2,717	8,974
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△160,029	△543,682	△1,028,124
当中間期変動額合計	△131,246	△699,915	△922,045
当中間期末残高	6,890,670	5,399,955	6,099,871

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>	
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年 (追加情報) 前事業年度より、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>また、建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前事業年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p> <p>なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前事業年度の下期に行ったため、前中間会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p>	<p>また、建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当事業年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。</p> <p>これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,128百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p> <p>なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間会計期間においては従来の方法によっており、当事業年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は1,858百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。
	—————	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。	—————

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は545,964百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は552,396百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は484,411百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>
	—————	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金 同左</p>	<p>(7) 偶発損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 金融商品取引責任準備金</p> <p>受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(8) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(8) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。 この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は52,130百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,023百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は30,444百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は39,189百万円（同前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引 同左	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。	同左	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示) 従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間会計期間より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が3,116,025百万円増加、「特定取引負債」が3,158,551百万円増加、「その他資産」が1,183,727百万円増加、「その他負債」が1,141,201百万円増加しております。</p>	<p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「その他負債」に含まれる「未払法人税等」の金額は13,081百万円、「その他の負債」の金額は1,668,258百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,460,076百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,363,199百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,213,881百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,073,139百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は29,577百万円、延滞債権額は、664,547百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,310,742百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,911百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は784,771百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,424,029百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は988,561百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は57,094百万円、延滞債権額は、698,665百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,453,899百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に307,050百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,215,700百万円、再貸付に供している有価証券は62,653百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,682,548百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は964,681百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は7,927百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,744百万円、延滞債権額は、530,283百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、14,108百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、299,492百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,007,724百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、11,146百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、307,889百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,074,795百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、12,911百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、333,400百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は913,340百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																				
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,124</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>605,316</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>205,446</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>コールマネー</td><td>600,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>203,218</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金155,346百万円、買入金銭債権649,736百万円、有価証券3,109,507百万円及び貸出金5,871,116百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,026,333百万円、有価証券は5,377,124百万円であり、対応する売現先勘定は2,948,214百万円、債券貸借取引受入担保金は2,981,067百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,947,306百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	1,124	有価証券	605,316	貸出金	205,446	コールマネー	600,000	借入金	203,218	支払承諾	1,124	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,705</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>242,230</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>591,539</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>コールマネー</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>515,223</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,705</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金216,556百万円、買入金銭債権564,629百万円、有価証券6,583,955百万円及び貸出金4,967,768百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,692,161百万円、有価証券は4,002,630百万円であり、対応する売現先勘定は3,725,147百万円、債券貸借取引受入担保金は1,366,600百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,176,262百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	1,705	有価証券	242,230	貸出金	591,539	コールマネー	240,000	借入金	515,223	支払承諾	1,705	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>預け金</td><td>2,124</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>595,390</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>39,991</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>コールマネー</td><td>590,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>37,974</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>2,124</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金110,493百万円、買入金銭債権556,741百万円、有価証券2,527,352百万円及び貸出金6,039,434百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,715,700百万円であり、対応する売現先勘定は3,830,300百万円、債券貸借取引受入担保金は1,854,635百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,570,434百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	2,124	有価証券	595,390	貸出金	39,991	コールマネー	590,000	借入金	37,974	支払承諾	2,124
現金預け金	1,124																																					
有価証券	605,316																																					
貸出金	205,446																																					
コールマネー	600,000																																					
借入金	203,218																																					
支払承諾	1,124																																					
現金預け金	1,705																																					
有価証券	242,230																																					
貸出金	591,539																																					
コールマネー	240,000																																					
借入金	515,223																																					
支払承諾	1,705																																					
預け金	2,124																																					
有価証券	595,390																																					
貸出金	39,991																																					
コールマネー	590,000																																					
借入金	37,974																																					
支払承諾	2,124																																					

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 673,212百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 84,646百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,766,736百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,314,676百万円が含まれております。</p> <p>13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 693,026百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,617,210百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,405,484百万円が含まれております。</p> <p>13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 682,188百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 83,778百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,634,787百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,241,208百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,289,547百万円であります。	15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,992,090百万円であります。	15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,034,550百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益76,556百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 22,422百万円 無形固定資産 35,436百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却71,454百万円、貸倒引当金繰入額64,250百万円及び株式等償却35,849百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益59,148百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 (リース資産 29,967百万円を除く) 無形固定資産 (リース資産 39,647百万円を除く) リース資産 18百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却147,082百万円、株式等償却120,683百万円及び貸倒引当金繰入額86,137百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益53,676百万円及び償却債権取立益10,919百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、システム統合に係る費用47,198百万円を含んでおります。</p>	<p>※4 特別利益には、貸倒引当金戻入益60,979百万円、償却債権取立益30,685百万円、固定資産処分益23,798百万円、子会社株式売却益18,820百万円及び子会社に係る投資損失引当金戻入益18,787百万円を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、過年度損益修正損(平成18年1月1日付での株式会社UFJ銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去)23,869百万円、固定資産処分損11,705百万円及び減損損失5,294百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	—	27,000	(注)
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	17,700	—	256,700	

(注) 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であります。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>146,872百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>133,246百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>280,119百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>74,040百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>67,633百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>141,673百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>72,832百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>65,613百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>138,445百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	146,872百万円	無形固定資産	133,246百万円	合計	280,119百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	74,040百万円	無形固定資産	67,633百万円	合計	141,673百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	72,832百万円	無形固定資産	65,613百万円	合計	138,445百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>121,915百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>122,600百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>244,516百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70,603百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>77,075百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>147,679百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>51,311百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>45,525百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>96,837百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	121,915百万円	無形固定資産	122,600百万円	合計	244,516百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	70,603百万円	無形固定資産	77,075百万円	合計	147,679百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	51,311百万円	無形固定資産	45,525百万円	合計	96,837百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>127,714百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>132,247百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>259,962百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>66,272百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>75,750百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>142,023百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>61,441百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>56,496百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>117,938百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		その他の有形固定資産	127,714百万円	ソフトウェア	132,247百万円	合計	259,962百万円	減価償却累計額相当額		その他の有形固定資産	66,272百万円	ソフトウェア	75,750百万円	合計	142,023百万円	年度末残高相当額		その他の有形固定資産	61,441百万円	ソフトウェア	56,496百万円	合計	117,938百万円
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	146,872百万円																																																																									
無形固定資産	133,246百万円																																																																									
合計	280,119百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	74,040百万円																																																																									
無形固定資産	67,633百万円																																																																									
合計	141,673百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	72,832百万円																																																																									
無形固定資産	65,613百万円																																																																									
合計	138,445百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	121,915百万円																																																																									
無形固定資産	122,600百万円																																																																									
合計	244,516百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	70,603百万円																																																																									
無形固定資産	77,075百万円																																																																									
合計	147,679百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	51,311百万円																																																																									
無形固定資産	45,525百万円																																																																									
合計	96,837百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
その他の有形固定資産	127,714百万円																																																																									
ソフトウェア	132,247百万円																																																																									
合計	259,962百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
その他の有形固定資産	66,272百万円																																																																									
ソフトウェア	75,750百万円																																																																									
合計	142,023百万円																																																																									
年度末残高相当額																																																																										
その他の有形固定資産	61,441百万円																																																																									
ソフトウェア	56,496百万円																																																																									
合計	117,938百万円																																																																									

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>41,151百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>99,652百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>140,803百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>23,332百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>22,663百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>624百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>21,137百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>64,730百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>85,868百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>40百万円</td></tr> </table> 	1年内	41,151百万円	1年超	99,652百万円	合計	140,803百万円	支払リース料	23,332百万円	減価償却費相当額	22,663百万円	支払利息相当額	624百万円	1年内	21,137百万円	1年超	64,730百万円	合計	85,868百万円	1年内	29百万円	1年超	11百万円	合計	40百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>35,879百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>62,751百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>98,631百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>19,514百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>18,956百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>455百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>19,183百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>48,048百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>67,232百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>122百万円</td></tr> </table> 	1年内	35,879百万円	1年超	62,751百万円	合計	98,631百万円	支払リース料	19,514百万円	減価償却費相当額	18,956百万円	支払利息相当額	455百万円	1年内	19,183百万円	1年超	48,048百万円	合計	67,232百万円	1年内	46百万円	1年超	76百万円	合計	122百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>38,853百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>81,306百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>120,159百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>45,037百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>43,714百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1,180百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>20,411百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>54,368百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>74,779百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29百万円</td></tr> </table> 	1年内	38,853百万円	1年超	81,306百万円	合計	120,159百万円	支払リース料	45,037百万円	減価償却費相当額	43,714百万円	支払利息相当額	1,180百万円	1年内	20,411百万円	1年超	54,368百万円	合計	74,779百万円	1年内	29百万円	1年超	0百万円	合計	29百万円
1年内	41,151百万円																																																																									
1年超	99,652百万円																																																																									
合計	140,803百万円																																																																									
支払リース料	23,332百万円																																																																									
減価償却費相当額	22,663百万円																																																																									
支払利息相当額	624百万円																																																																									
1年内	21,137百万円																																																																									
1年超	64,730百万円																																																																									
合計	85,868百万円																																																																									
1年内	29百万円																																																																									
1年超	11百万円																																																																									
合計	40百万円																																																																									
1年内	35,879百万円																																																																									
1年超	62,751百万円																																																																									
合計	98,631百万円																																																																									
支払リース料	19,514百万円																																																																									
減価償却費相当額	18,956百万円																																																																									
支払利息相当額	455百万円																																																																									
1年内	19,183百万円																																																																									
1年超	48,048百万円																																																																									
合計	67,232百万円																																																																									
1年内	46百万円																																																																									
1年超	76百万円																																																																									
合計	122百万円																																																																									
1年内	38,853百万円																																																																									
1年超	81,306百万円																																																																									
合計	120,159百万円																																																																									
支払リース料	45,037百万円																																																																									
減価償却費相当額	43,714百万円																																																																									
支払利息相当額	1,180百万円																																																																									
1年内	20,411百万円																																																																									
1年超	54,368百万円																																																																									
合計	74,779百万円																																																																									
1年内	29百万円																																																																									
1年超	0百万円																																																																									
合計	29百万円																																																																									

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	466,760	843,873	377,112
関連会社株式	67,913	85,005	17,091
合計	534,674	928,878	394,204

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	330,972	774,448	443,476
関連会社株式	63,821	52,241	11,580
合計	394,794	826,689	431,895

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	515,809	755,849	240,040
関連会社株式	48,659	39,516	9,143
合計	564,468	795,365	230,897

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 劣後特約付借入金の返済 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計1,060億円が平成20年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入金計1,060億円を平成20年1月25日付で返済することについて決議いたしました。</p> <p>2. 劣後特約付借入金の借入 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立すること、また、当行は劣後特約付借入金として、同社の優先出資証券の発行代り金相当額の借入を決議し、平成19年12月13日に借りました。</p> <p>なお、優先出資証券の概要は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等]の重要な後発事象に記載しております。</p>	<p>1. 公開買付けによるユニオンバンカル・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了 当行は、平成20年8月12日開催の取締役会において、当行の連結子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンカル・コーポレーション (UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付け(以下「本公開買付け」という)を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付けの結果、当行は下記の通りUNBCの普通株式を取得いたしました。</p> <p>買付期間 平成20年8月29日から平成20年9月26日まで なお、買付けた普通株式は平成20年10月1日より決済を行い、子会社株式としての取得を認識しております。 (いずれも米国東部時間)</p> <p>買付株数 46,113,521株 買付後の議決権比率 97.35% 買付価格 1株当たり 73ドル50セント 取得価額総額 3,389百万ドル (360,310百万円) 全て当行手元資金で賄っております。 なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的 海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。</p> <p>このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア (Union Bank of Califor-</p>	<p>当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるTokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行した優先証券1,000百万米ドルが平成20年6月30日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入1,125百万米ドルを平成20年6月30日付で返済することについて決議いたしました。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>nia N.A.)を有しております。</p> <p>かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>UNBCの概要</p> <p>商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル (平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株 (平成20年9月30日現在)</p> <p>本公開買付け後のUNBCの完全子会社化</p> <p>平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>2. 優先株式の処分</p> <p>当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に、平成20年10月30日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集)を決議し、平成20年11月18日に当該優先株式の処分を実施いたしました。</p> <p>なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件としておりましたが、会社法第319条第1項及び第325条の規定に基づき、平成20年10月31日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>及び種類株主総会決議があったものとみなされております。</p> <p>(1) 処分の方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。</p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 第一回第七種優先株式 156,000,000株</p> <p>(3) 処分価格(払込金額) 1株につき 2,500円</p> <p>(4) 処分価額の総額 390,000,000,000円</p> <p>(5) 払込期日(受渡年月日) 平成20年11月18日</p> <p>(6) 優先配当金 当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき年115円(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円)の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(7) 取得条項 当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</p> <p>(8) 資金の用途 一般事業資金に充当する。</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|--|-------------|-----------|
| (1) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年4月9日 | 関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年6月23日 | 関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書の訂正報告書
事業年度(第3期中) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
平成19年12月27日提出の第3期中半期報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年6月23日 | 関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第3期) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 平成20年6月27日 | 関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年7月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年7月10日 | 関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成20年7月17日 | 関東財務局長に提出 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年7月30日 | 関東財務局長に提出 |
| (9) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成20年8月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年8月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (11) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成20年8月7日 | 関東財務局長に提出 |
| (12) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年9月2日 | 関東財務局長に提出 |
| (13) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。 | 平成20年9月10日 | 関東財務局長に提出 |
| (14) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号(第三者割当による優先株式の処分(会 | 平成20年10月30日 | 関東財務局長に提出 |

社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集))に基づく臨時報告書であります。

- | | | |
|---|--|-----------|
| (15) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年10月30日提出の臨時報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年11月4日 | 関東財務局長に提出 |
| (16) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (17) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度(第3期) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成20年6月27日提出の第3期有価証券報告書の訂正報告書であります。 | 平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |
| (18) 訂正発行登録書 | 平成20年6月23日
平成20年6月23日
平成20年6月27日
平成20年7月1日
平成20年8月1日
平成20年9月2日
平成20年10月30日
平成20年11月4日
平成20年12月1日 | 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月1日
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取永易克典は、当行の第4期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成20年11月27日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

